

# 事業所税の手引き

## 横浜市

事業所税は、大都市地域等における都市環境の整備又は改善に要する費用に充てる目的で昭和 50 年に創設された目的税であり、東京都（特別区の存する区域）及び横浜市等の指定都市並びに人口 30 万人以上の市等が課税団体となっています。

この事業所税は、これらの指定都市等が提供する行政サービスとそこに所在する事務所・事業所等において行われる事業との間の受益関係に着目して課税するものです。

この税は、納税義務者が自ら税額等の計算を行い、申告期限までに申告書を提出するとともに、申告した税額を納付するものです。

この手引きは、事業所税の基本的事項を令和 8 年 4 月 1 日現在の税制に基づいてまとめたものです。申告等の際に参考にしてください。

### 【 参照条文等凡例 】

根拠法令名・参照条文等は次のとおり略号をもって示してあります。

#### 1 法令名

|                            |   |     |
|----------------------------|---|-----|
| 地方税法                       | ・ | 法   |
| 地方税法施行令                    | ・ | 令   |
| 地方税法施行規則                   | ・ | 規   |
| 地方税法及び同法施行に関する取扱通知（市町村税関係） | ・ | 通知  |
| 法人税法                       | ・ | 法法  |
| 法人税法施行令                    | ・ | 法法令 |
| 横浜州市税条例                    | ・ | 条   |
| 横浜州市税条例施行規則                | ・ | 条規  |

#### 2 条文の表示

(1) 条、項、号は算用数字で示します。

(2) 項は算用数字を○で囲み、号は（ ）でくくって示します。

また、取扱通知は特に表示がない限り、市町村税関係第 9 章目的税の「三 事業所税に関する事項」の内容を示します。

〔例〕 地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 27 号 ・ ・ ・ ・ ・ 法 701 の 34③(27)

取扱通知第 9 章三 事業所税に関する事項 (4) (7) ・ ・ ・ ・ ・ 通知(4) (7)

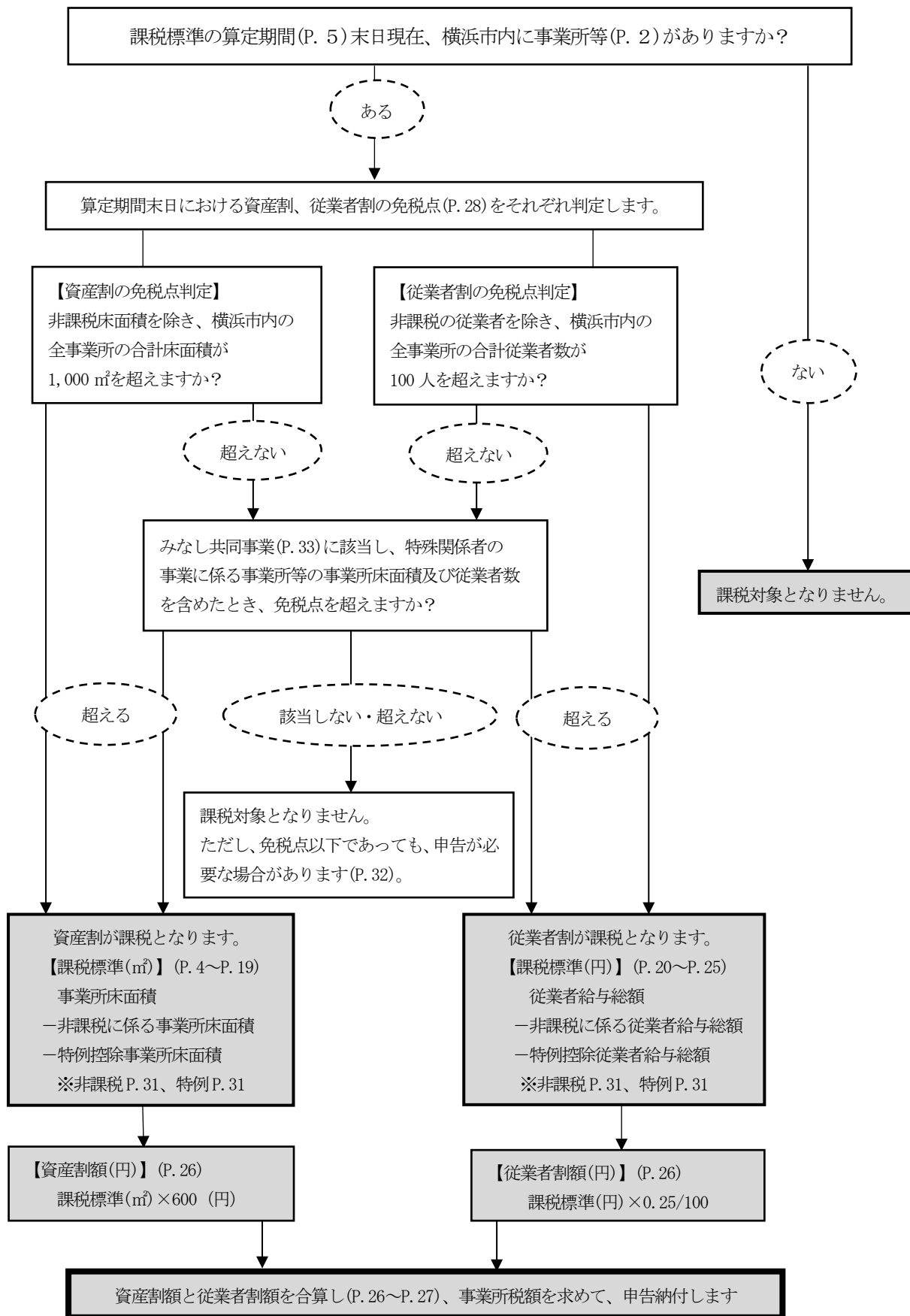
この手引きをはじめ、事業所税の申告書等の様式については、本市ホームページからダウンロードできます。申告等の際に、是非ご利用ください。

横浜市 事業所税 申告書

検索



# 事業所税 申告の流れ(フローチャート)



-----【目 次】-----

|      |                   |    |
|------|-------------------|----|
| 第 1  | 事業所税の概要           | 1  |
| 第 2  | 事業所税の課税要件等        | 2  |
| 1    | 課税対象              | 2  |
| 2    | 納税義務者             | 3  |
| 3    | 課税標準              | 4  |
| (1)  | 資産割               | 4  |
| (2)  | 従業者割              | 20 |
| 4    | 税率                | 26 |
| 5    | 税額計算              | 26 |
| 6    | 免税点               | 27 |
| 7    | 非課税               | 31 |
| 8    | 課税標準の特例           | 31 |
| 9    | 減免                | 32 |
| 10   | 申告納付等             | 32 |
| 第 3  | みなし共同事業           | 33 |
| 1    | みなし共同事業の趣旨        | 33 |
| 2    | 特殊関係者の範囲          | 36 |
| 3    | 同族会社の判定           | 38 |
| 第 4  | 事業所用家屋及びその床面積の取扱い | 41 |
| 1    | 事業所用家屋の取扱い        | 41 |
| 2    | 床面積の取扱い           | 42 |
| 第 5  | 更正・決定等            | 43 |
| 1    | 決定・期限後の申告         | 43 |
| 2    | 修正申告・更正の請求・更正     | 43 |
| 第 6  | 延滞金・加算金           | 43 |
| 1    | 延滞金               | 43 |
| 2    | 加算金               | 44 |
| 第 7  | 事業所等の新設・廃止に係る申告等  | 44 |
| 1    | 事業所税等の新設・廃止に係る申告  | 44 |
| 2    | 事業所等の貸し付けに係る申告    | 44 |
| 第 8  | 事業所税の税務調査         | 45 |
| 第 9  | 事業所税の納付場所         | 45 |
| 第 10 | 事業所税の課税団体         | 45 |

# 第 1 事業所税の概要

詳細については、後述しますが、概要については、次のとおりです。

| 項 目   | 概 要                                                                                    |                                              |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 課税対象  | 事務所・事業所において法人又は個人の行う事業                                                                 |                                              |
| 納税義務者 | 事務所・事業所において事業を行う法人又は個人                                                                 |                                              |
| 課税標準  | 資産割                                                                                    | 事務所・事業所の用に供する事業所用家屋の延床面積                     |
|       | 従業者割                                                                                   | 課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額                      |
| 税 率   | 資産割                                                                                    | 1 m <sup>2</sup> につき 600 円                   |
|       | 従業者割                                                                                   | 従業者給与総額の 100 分の 0.25                         |
| 免 税 点 | 資産割                                                                                    | 市内合計事業所床面積（非課税部分を除く）1,000 m <sup>2</sup> 以下※ |
|       | 従業者割                                                                                   | 市内合計従業者数（非課税に係る者を除く）100 人以下※                 |
| 課税手続  | 申告納付<br>（納税者自らが課税標準と税額を計算し、申告、納付を行います。）                                                |                                              |
| 申 告 先 | 横浜市 総務局 主税部 法人課税課 事業所税担当<br>〒231-8312<br>横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 5 階<br>TEL 045-671-4491 |                                              |
| 納付期限  | 法 人                                                                                    | 事業年度終了後 2 月以内                                |
|       | 個 人                                                                                    | 翌年の 3 月 15 日まで                               |

※ 免税点以下で納付義務がない場合でも、横浜市内の合計事業所床面積が 700 m<sup>2</sup>超の場合又は合計従業者数が 70 人超の場合は、申告書の提出が必要です。

※ 令和 3 年 4 月 1 日以降は、納税者負担の軽減、利便性向上の観点から、申告書等に押印の必要はありません。

---

## 第 2 事業所税課税要件等

---

### 1. 課税対象

事業所税の課税対象は、市内の事務所又は事業所（以下「事業所等」といいます。）において法人又は個人の行う事業です〔法 701 の 32①〕。

#### (1) 事業所等の範囲

事業所等とは、それが自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要性から設けられた人的設備及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいますので、事務所、店舗、工場等のほかこれらに付属する倉庫（荷物積卸場を含みます。）、材料置場又はガレージ等も含まれます〔通知第 1 章 6 (1)〕。

#### (2) 事業の範囲

事業とは、物の生産、流通、販売、サービスの提供等の全ての経済活動をいいますので、事業所等の区画内において行われるものにとどまらずその区画外で行われるもの、例えば、セールス活動等も含まれます。

なお、市内の事業所等において行われる事業は、事業を行う者の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事業所等として取り扱われます。

#### 【設例 1】社宅、社員寮について

（問） 社宅、社員寮は、事業所等に該当するものとして事業所税の対象となりますか。

（答）社宅や社員寮は、人の居住の用に供するものであり、事業所等に該当しないので事業所税の対象にはなりません。

#### 【設例 2】無人倉庫の取扱い

（問） 無人倉庫は事業所等に該当しますか。

（答）無人倉庫については、それを管理する事務所等が横浜市内にある場合には当然課税対象となりますが、倉庫を管理する事務所等が横浜市内にある場合であっても、その無人倉庫が当該管理する事務所等と一体となって事業所等の用に供されていると認められる限り、課税の対象となります。

## 2. 納税義務者

事業所税の納税義務者は、市内の事業所等において事業を行う法人又は個人です。

この場合、いわゆる貸しビル等にあつては、その所有者ではなく、その全部又は一部を借りて現実にそこで事業を行っている者（テナント）が納税義務者となります〔法 701 の 32①・通知(4) (ア)〕。

(1) 共同事業の場合〔法 10 の 2①〕

二以上の者が共同して事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。

(2) 人格のない社団等の場合〔法 701 の 32③、701 の 34②〕

法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等）は、法人とみなされ、収益事業を行う範囲において納税義務者となります。

(3) 事業を行う者が単なる名義人の場合〔法 701 の 33〕

事業所等において事業を行うものが単なる名義人であつて、他の者が事実上その事業を行っていると認められる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

(4) 清算中の法人の場合〔通知(4) (ア)〕

清算中の法人は、その清算業務を行う範囲内において納税義務者となります。

### 【設例 3】 委託事業の場合の納税義務者について

(問) 委託事業を行っている事業所等がありますが、事業所税についてどのように申告すべきですか。

(答) 委託事業の実施の実態により、おおむね次の 3 つの状況を把握し、総合的に勘案して委託事業に係る事業主体を認定することになります。

- (1) 当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている者
- (2) 当該事業を行っている事業所等の使用、管理等の状態を把握している者
- (3) 当該事業を行っている事業所等の管理運営の責任を負っている者

### 【設例 4】 倉庫に係る納税義務者について

(問) 次の場合は、だれが納税義務者になりますか。

- (1) 一棟の倉庫を一定期間倉庫業者から賃借し占有する場合
- (2) 一棟の倉庫のうち、特定の数室又は一室の特定部分を一定期間倉庫業者から賃借し専用する場合
- (3) 製品一個又は一ケースごとに料金を定め、倉庫業者に預託する場合

(答) (1) 及び (2) は、倉庫業者が物品等の保管責任を有する場合を除き、当該倉庫又はその部分を使用している者が納税義務者となります。(3) は、倉庫業者が納税義務者となります。

### 3. 課税標準

事業所税は、事業所床面積を課税標準として課する資産割と、従業者給与総額を課税標準として課する従業者割の2種類によって構成されています。

(注) 課税標準とは、租税を賦課する標準となるものをいい、課税対象の数量、価額、品質などがこれに該当します。税額は課税標準に税率を乗じて算出します。

#### 資産割

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積（事業所用家屋の延床面積（各階床面積の合計）をいいます〔法 701 の 31①(4)、令 56 の 16〕〔法 701 の 40①〕。

##### (1) 事業所等の範囲

事業所等の範囲については、原則 P. 2 の 1. (1) のとおりですが、次の点に注意願います。

なお、以下のように、事業所等の範囲に含まれない場合、当該事業所等については、事業所税における資産割の対象となりませんが、そこに従事する従業員については、当該事業所等の他に、主たる給与を支払う事業所等が横浜市内にあるなど、一定の要件を満たす場合には、後述する従業者割（P. 20）の対象となりますので、ご留意願います。

ア 事業所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものである必要がありますので、たまたま、2、3 か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は事業所等の範囲から除かれます〔通知第 1 章 6 (2)〕。

イ ただし、2、3 か月を超えるものであっても、建設業における現場事務所（建設工事現場で行われる工事の施工、指揮及び管理に欠くことのできない工程管理、出来高確認、連絡又は打合わせのみを行うものであって、発注、受注といった新たな契約行為を行うものでないもの）で、明らかにその設置期間が半年に満たない仮設のものについては、法人住民税及び法人事業税の取扱いにおいて、事務所等に該当しないものとされています。

この場合には、事業所税においても、事業所等の範囲に含まないものとして取り扱います。

ウ 臨時的かつ移動性を有する仮設建築物でその設置期間が 1 年未満のものについては、事業所税においては、事業所等の範囲には含めないこととしています〔通知(3)〕。

エ 店舗建替えのために設けられた仮店舗等については、仮にその設置期間が 2、3 か月程度であっても事業の継続性が認められますので、事業所等に該当します。

(2) 課税標準の算定期間

ア 課税標準の算定期間とは、次の期間をいいます〔法 701 の 31①(7)(8)、通知(6)(ア)〕。

| 課税標準の<br>算定期間 | 法人の場合 | 事業年度                              |                       |
|---------------|-------|-----------------------------------|-----------------------|
|               | 個人の場合 | ① 原則                              | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで |
|               |       | ② 年の中で事業を廃止した場合                   | 1 月 1 日から廃止の日まで       |
|               |       | ③ 年の中で事業を開始した場合                   | 開始の日から 12 月 31 日まで    |
|               |       | ④ 年の中で事業を開始し、その年<br>の途中で事業を廃止した場合 | 開始の日から廃止の日まで          |

イ 課税標準の算定期間の月数が 12 月に満たない場合の事業所床面積

半年決算の法人や、新設法人の最初の事業年度の場合のように、課税標準の算定期間の月数が 12 月に満たない場合の事業所床面積は、次により算定します。

$$\boxed{\text{課税標準の算定期間の月数が12月に満たない場合の事業所床面積}} = \left( \frac{\boxed{\text{課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積}}}{12} \right) \times \boxed{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

(注) 課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とします〔法 701 の 40③〕。

なお、後述する免税点の判定においては、あくまで課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積により判断します (P. 28 【設例 12】 参照)。

(3) 事業所床面積の算定上の注意点

ア 事業所床面積の計算方法

事業所床面積の計算は、各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として計算し、1 ㎡の 100 分の 1 未満の端数を生じたときは、これを切り捨てます。

なお、床面積の算定は、固定資産税における固定資産税資産評価面積によるものであり、建築基準法の規定に基づいて計算したものと多少差が生じる場合がありますので注意してください。

イ 他の事業を行う者との共用部分がある場合

事業所用家屋を二以上の者が使用する場合で共同して使用する部分（以下「共用部分」といいます。）があるときは、次により計算した床面積が事業所床面積となります〔令 56 の 16〕。

この場合、共用部分かどうかは、事業所用家屋の構造、当該部分の効用及び使用実態等により判定することになり（物理的、構造的に共同して使用できる部分すべてが含まれます。）、貸ビルを共同で使用する部分、たとえばエントランスホール、廊下、階段、共用トイレ、エレベーター室、機械室及び電気室等がこれに該当します。

なお、貸しビル等の管理要員室、管理用品倉庫等の管理施設は、一般的には管理者の専用部分に該当し、入居者未定の空室は、入居者がある場合の専用部分と同様に取り扱います。

$$\boxed{\text{その者の事業所床面積 (資産割の課税標準)}} = \boxed{\text{その者の専用部分の床面積}} + \boxed{\text{共用部分の床面積}} \times \frac{\boxed{\text{その者の専用部分の床面積}}}{\boxed{\text{共用部分に係る各専用部分の床面積の合計}}}$$

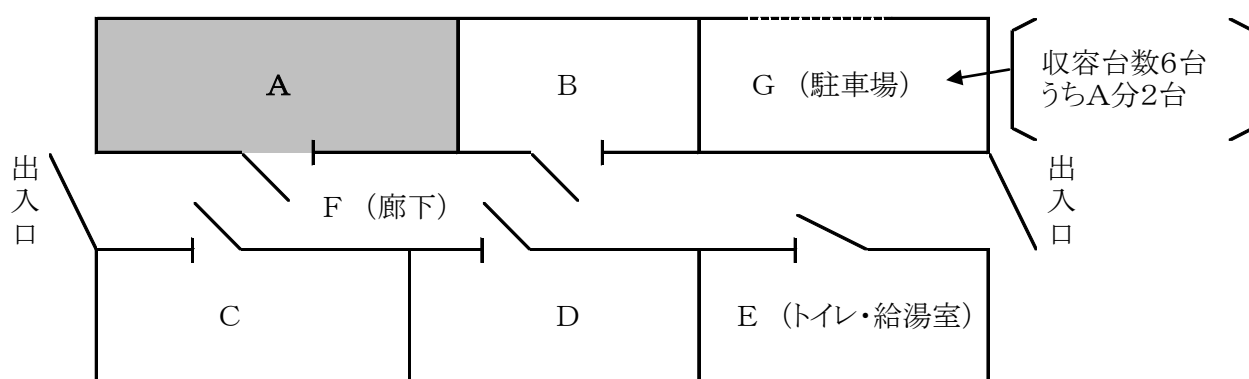
ウ 駐車場の取扱い（課税団体により取扱いが異なる場合がありますので注意してください。）

事業を行う者が自己の事業所等内に有する駐車場施設のほか、月極貸し、年貸し等の駐車場で特定の者が専用使用するものについても、その使用者の事業所床面積として算定します。

この場合、駐車場に係る共用部分（車路等）については、駐車場を専用使用する者の間で、前記イの方法に準じてそれぞれが専用している駐車場の面積の比によってあん分することになりますが、1台あたりの駐車スペースが概ね同一である場合には、車路等の共用部分を含めた駐車場施設全体の面積を台数あん分することとして差支えありません。

なお、店舗等に付設された顧客専用駐車場や時間貸駐車場については、その店舗等・時間貸駐車場の経営者の事業所床面積として算定します。

（例） 次の図の場合におけるAの事業所床面積の計算



$$Aの事業所床面積 = A + (E + F) \times \frac{A}{A + B + C + D} + G \times \frac{2}{6}$$

※駐車場に共用部分があれば、その面積も含まれます。

## エ 事業所等の拡張（縮小）があった場合

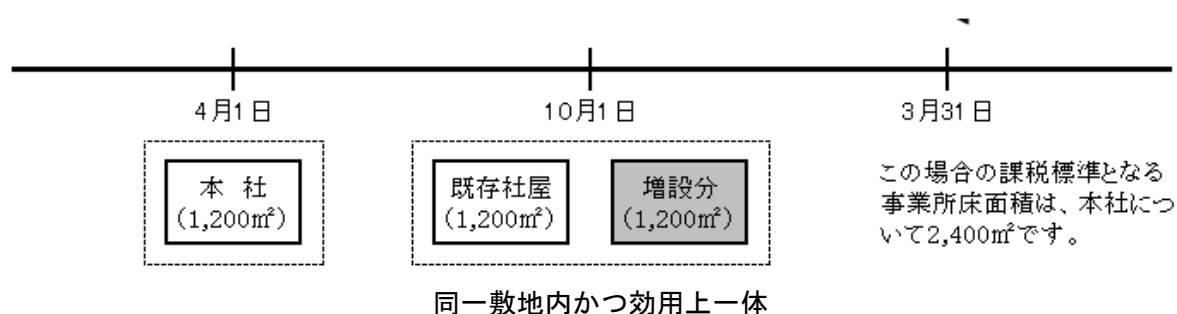
課税標準となる事業所床面積は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積（前記(2)イの適用がある場合は、その適用後のもの）となりますが、当該課税標準の算定期間の中途において、同一敷地内に新築又は増築された事業所用家屋については、当該家屋が既存の事業所用家屋と効用上一体として使用される状態にあると認められる場合には、当該家屋全体を一個の事業所用家屋として取扱います。

したがって、この場合には、既存の事業所床面積の増加として、課税標準の計算上、後記(4)の月割り計算の対象とせず、当該課税標準の算定期間の末日の現況により算定します（事業所等の一部を取り壊し（縮小）した場合も同様です。）。

なお、1棟の建物内での事業所等の拡張（例えば、貸しビルの1室を追加で賃借した場合）も同様の取扱いとなります。

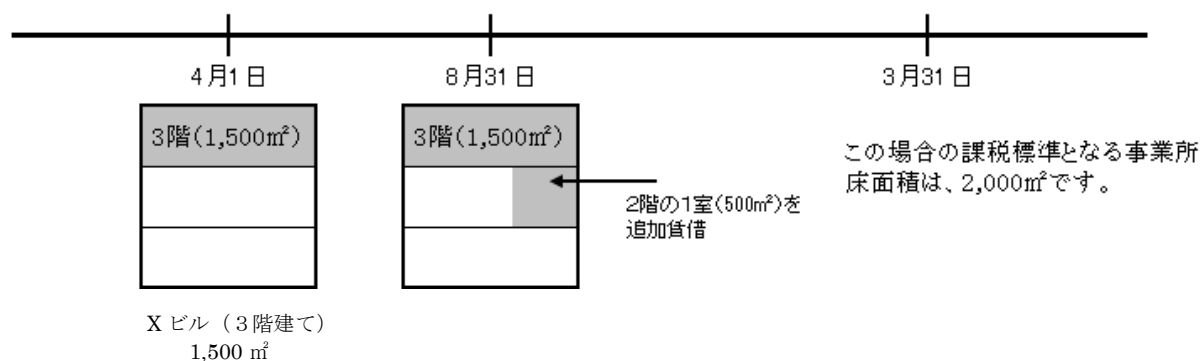
（例1）鶴見区に本社（1,200 m<sup>2</sup>）を有するA社が、本社敷地内に、効用上一体として機能し得る状態にある別棟の事務所棟（1,200 m<sup>2</sup>）を10月1日に増設した。

事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



（例2）神奈川区のXビル（3階建て）の3階全フロア（1,500 m<sup>2</sup>）を賃借しているB社が、同一建物内の2階の1室（500 m<sup>2</sup>）を8月31日に追加で賃借した。

事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(4) 課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等

課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等の課税標準となる事業所床面積の算定は、月割り計算（前記(2)イの適用がある場合は、その適用後のもの）により算定します。

なお、事業所等の新設又は廃止とは一の事業所等の全体についての新設又は廃止の場合をいいますので、事業所等の拡張又は縮小（一の事業所等に係る事業所床面積の増加又は減少）の場合には、前記(3)エの取扱いとなります。

また、課税標準の月割り計算は、新設又は廃止のあった当該事業所等に限って適用されます。

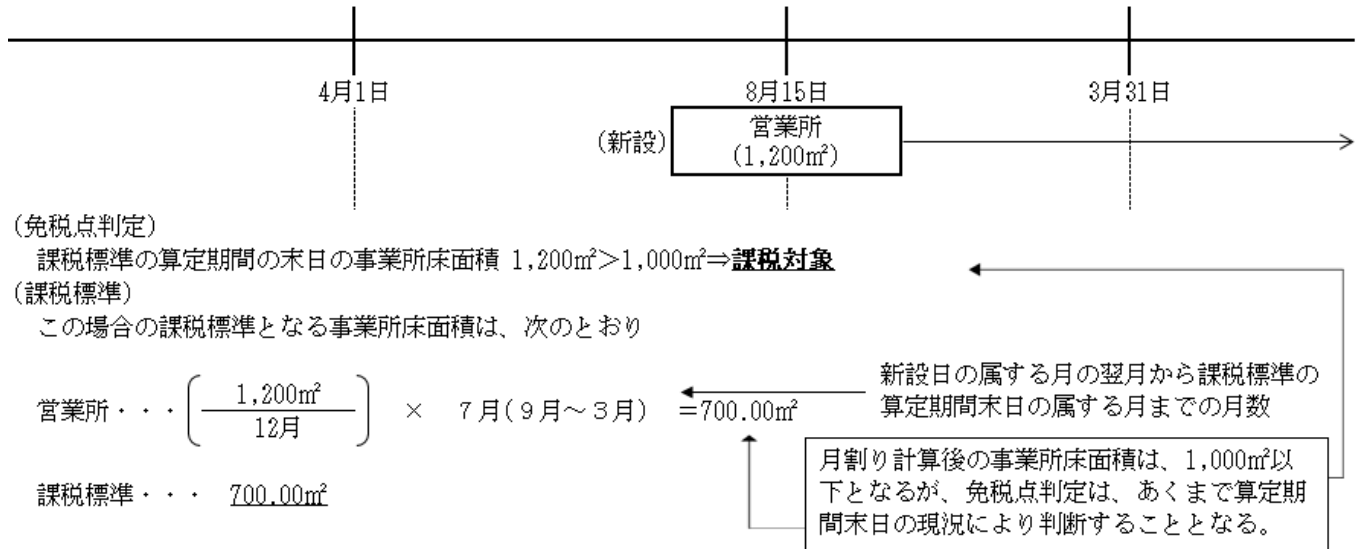
ア 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等（ウを除きます。）〔法 701 の 40②(1)〕

|                            |   |                                                                                             |                            |    |   |                                          |
|----------------------------|---|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|----|---|------------------------------------------|
| 課税標準となる<br>事業所床面積          | = | <table border="1"><tr><td>課税標準の算定期間の末日<br/>における事業所床面積</td></tr><tr><td>12</td></tr></table> | 課税標準の算定期間の末日<br>における事業所床面積 | 12 | × | 新設の日の属する月の翌月から課税標準<br>の算定期間の末日の属する月までの月数 |
| 課税標準の算定期間の末日<br>における事業所床面積 |   |                                                                                             |                            |    |   |                                          |
| 12                         |   |                                                                                             |                            |    |   |                                          |

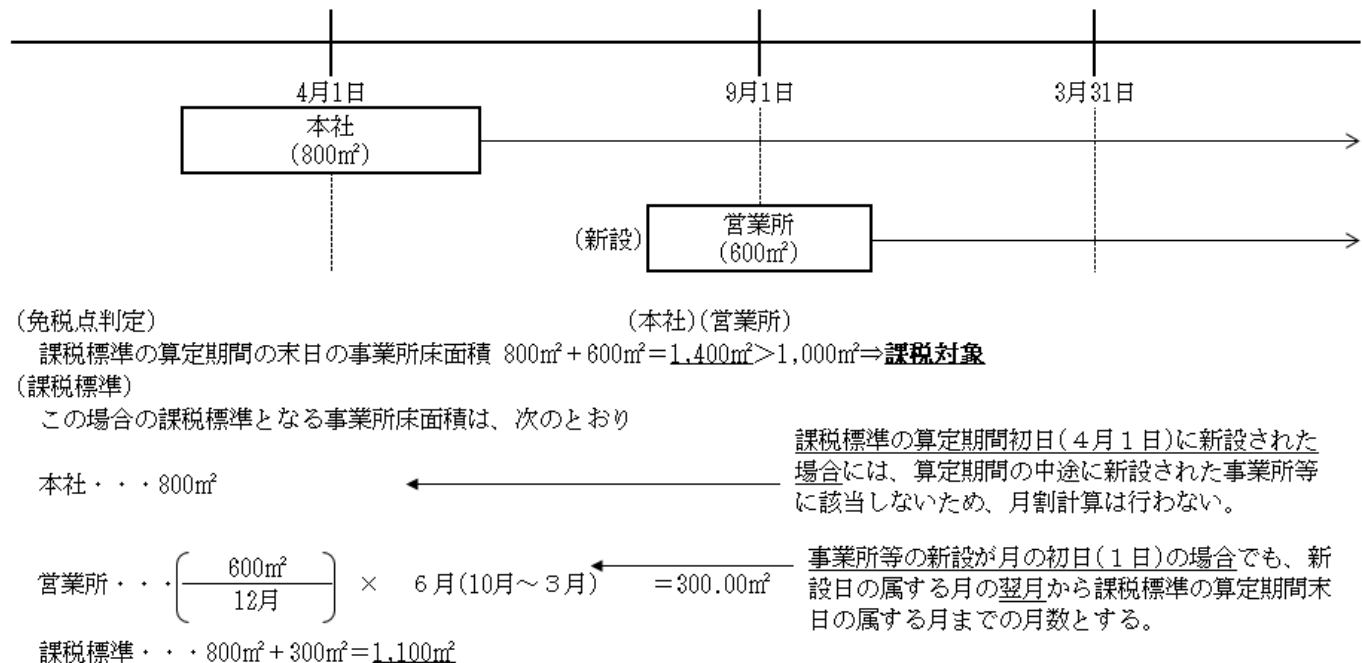
※ 免税点の判定（P. 27）を含め、以下の点に注意してください。

- ① 月割り計算後の事業所床面積が、1,000 m<sup>2</sup>以下となる場合でも、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が免税点を超える場合には、事業所税は課税されます（P. 10 [ア-①](#)参照。）。
- ② 事業所等の開設が月の初日（1日）である場合であっても、月割り計算の分子に当たる月数は、開設の日の属する月の翌月から数えます〔法 701 の 40②(1)〕（P. 10 [ア-②](#)（「営業所」の計算例）参照。）。
- ただし、事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日（例：事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合の4月1日）である場合には、当該事業所等について、算定期間を通じて使用された事業所等と解し、月割りの対象とはしません（P. 10 [ア-②](#)（「本社」の計算例）参照。）。
- ③ 課税標準の算定期間の最終月（3月決算の場合における3月中の設立）に事業所等を新設した場合は、翌月から数えますので、月割り計算上の月数は0月となり、資産割の課税標準は0 m<sup>2</sup>となります（P. 11 [ア-③](#)参照。）。ただし、課税標準の算定期間の末日において、従業者数が免税点（100人）を超えている場合には、従業者割については課税対象となります。
- ④ 事業年度が月の初日以外から開始する法人において、課税標準の算定期間の中に事業所等を新設した場合は、事業年度開始日から翌月の事業年度開始日に応答する日の前日に満了する期間を一単位とした月として月割り計算の月数を数えます（P. 11 [ア-④](#)参照。）。

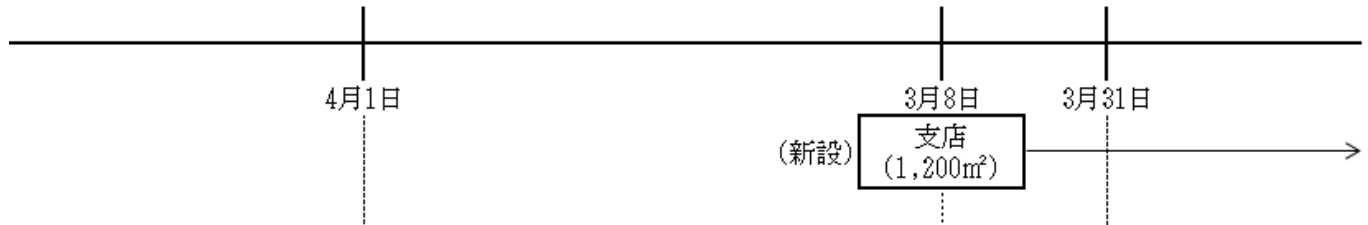
**ア-①** 東京に本社を有するC社が、西区に営業所（1,200㎡）を8月15日に新設した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



**ア-②** 東京に本社のあったD社が、4月1日に中区に本社（800㎡）を移転するとともに、9月1日に南区に営業所（600㎡）を新設した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



**ア-③** 東京に本社を有するE社が、3月8日に港南区に支店（1,200㎡）を新設した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)  
課税標準の算定期間の末日の事業所床面積  $1,200\text{㎡} > 1,000\text{㎡} \Rightarrow$  **課税対象**  
(課税標準)  
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

$$\text{支店} \cdots \left( \frac{1,200\text{㎡}}{12\text{月}} \right) \times 0\text{月} = 0\text{㎡}$$

課税標準の算定期間最終月に事業所等を新設した場合、月割り計算上の月数は0月となる。

課税標準・・・0㎡  
(※)本例において、資産割については、課税標準は0㎡となり、課税されないが、課税標準の算定期間の末日時点で、従業者数が免税点(100人)を超えている場合には、従業者割のみ課税されることとなる。

**ア-④** 東京に本社を有するF社が、5月10日に保土ヶ谷区に支店（1,200㎡）を新設した。事業年度は4月21日から翌年4月20日までとする。



(免税点判定)  
課税標準の算定期間の末日の事業所床面積  $1,200\text{㎡} > 1,000\text{㎡} \Rightarrow$  **課税対象**  
(課税標準)  
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

$$\text{支店} \cdots \left( \frac{1,200\text{㎡}}{12\text{月}} \right) \times 11\text{月} = 1,100.00\text{㎡}$$

新設日の属する月(第1月)の翌月(第2月)から課税標準の算定期間末日の属する月(第12月)までの月数。

課税標準・・・1,100.00㎡

**【F社支店の月割り計算の月数の区分】**

| 第1月       | 第2月       | 第3月       | 第4月       | 第5月       | 第6月        | 第7月         | 第8月         | 第9月        | 第10月      | 第11月      | 第12月      |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 4/21～5/20 | 5/21～6/20 | 6/21～7/20 | 7/21～8/20 | 8/21～9/20 | 9/21～10/20 | 10/21～11/20 | 11/21～12/20 | 12/21～1/20 | 1/21～2/20 | 2/21～3/20 | 3/21～4/20 |

← 算定期間（第2月～第12月） →

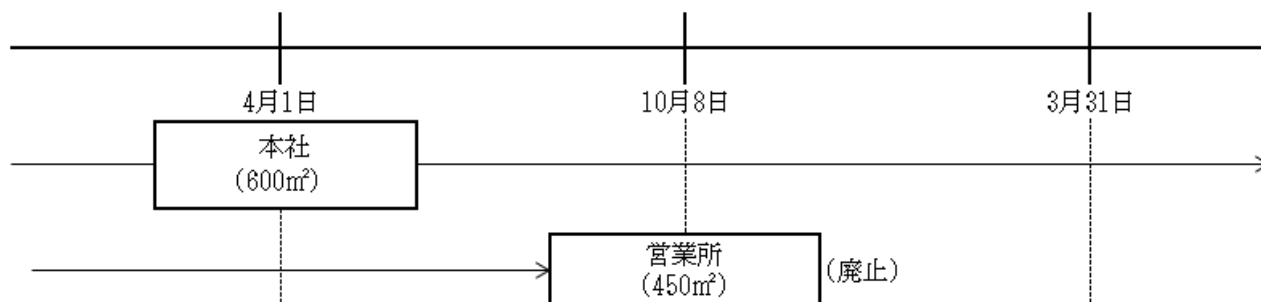
イ 課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等（ウを除きます。）〔法 701 の 40②(2)〕

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \left( \frac{\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}}}{\boxed{12}} \right) \times \boxed{\text{課税標準の算定期間の開始の日の属する月から廃止の日の属する月までの月数}}$$

※ 免税点の判定（P. 27）を含め、以下の点に注意してください。

- ① 課税標準の算定期間の末日において、当該期間の中で廃止された事業所等以外の市内の他の事業所等が免税点以下である場合（廃止された事業所等以外に横浜市内に他の事業所等がない場合等）は、課税されません（下記イ-①、P. 28【設例 11】問(2)参照。）。
- ② 課税標準の算定期間の末日において、当該期間の中で廃止された事業所等以外の市内に所在する他の事業所等が免税点を超える場合は、廃止された事業所等についても、月割り計算の上、課税標準に算入します（P. 13 イ-②参照。）。
- ③ 課税標準の算定期間の末日（例：事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合の3月31日）に事業所等を廃止した場合は、当該事業所等は、算定期間を通じて使用された事業所等となります。この場合、免税点の判定は当該事業所等の分を含めて行います（P. 13 イ-③参照。）。
- ④ 事業年度が月の初日以外から開始する法人において、課税標準の算定期間の中で事業所等を廃止した場合は、事業年度開始日から翌月の事業年度開始日に応答する日の前日に満了する期間を一単位とした月として月割り計算の月数を数えます（P. 14 イ-④参照。）。

イ-① 磯子区に本社（600 m<sup>2</sup>）を有するG社が、10月8日に金沢区にある支店（450 m<sup>2</sup>）を廃止した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

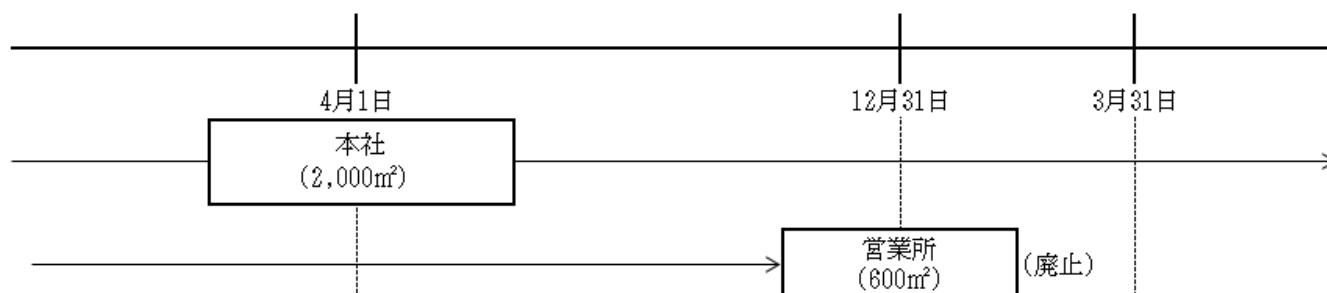


（免税点判定）

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 600m<sup>2</sup>（本社のみ）<1,000m<sup>2</sup>⇒**申告義務なし**

（※）本例において、課税標準の算定期間の末日時点で、従業者数が免税点(100人)を超えている場合には、従業者割のみ課税されることとなる。

**イ-②** 港北区に本社（2,000 ㎡）を有するH社が、12 月 31 日に緑区にある支店（600 ㎡）を廃止した。事業年度は4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積  $2,000\text{㎡}$  (本社のみ)  $> 1,000\text{㎡} \Rightarrow$  **課税対象**

(課税標準)

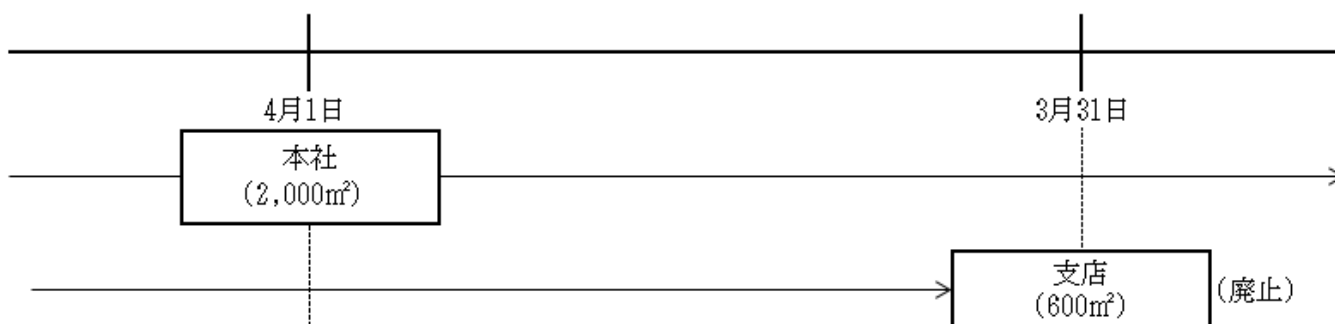
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000㎡

営業所・・・ $\left( \frac{600\text{㎡}}{12\text{月}} \right) \times 9\text{月}(4\text{月} \sim 12\text{月}) = 450.00\text{㎡}$  ← 課税標準の算定期間の開始日の属する月から廃止日の属する月までの月数

課税標準・・・ $2,000\text{㎡} + 450\text{㎡} = 2,450\text{㎡}$

**イ-③** 青葉区に本社（2,000 ㎡）を有するI社が、3 月 31 日に都筑区にある支店（600 ㎡）を廃止した。事業年度は4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。



(免税点判定)

(本社) (営業所)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積  $2,000\text{㎡} + 600\text{㎡} = 2,600\text{㎡} > 1,000\text{㎡} \Rightarrow$  **課税対象**

(課税標準)

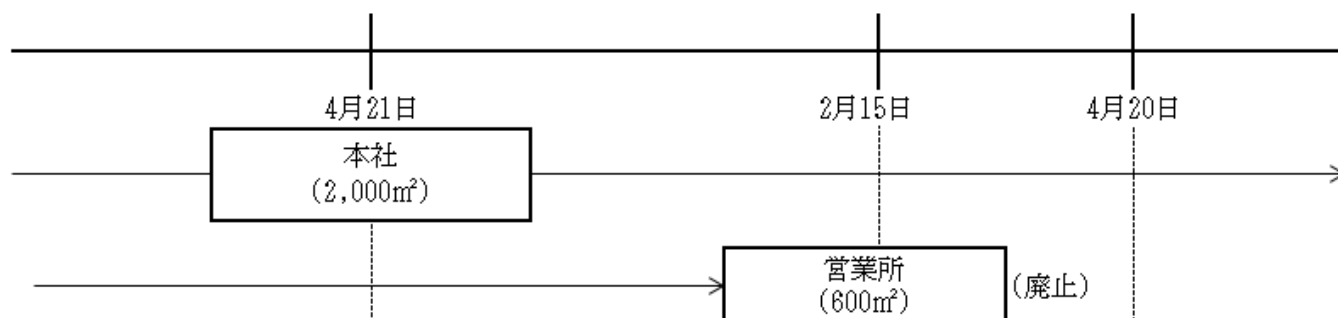
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000㎡

営業所・・・600㎡ ← 課税標準の算定期間末日(3月31日)に廃止した場合、算定期間を通じて使用されたとみなし、月割計算を行わない。

課税標準・・・ $2,000\text{㎡} + 600\text{㎡} = 2,600\text{㎡}$

イ-④ 泉区に本社（2,000㎡）を有するＪ社が、２月１５日に栄区にある支店（600㎡）を廃止した。事業年度は４月２１日から翌年４月２０日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積2,000㎡(本社のみ) > 1,000㎡ ⇒ **課税対象**

(課税標準)

この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000㎡

営業所・・・ $\left( \frac{600\text{㎡}}{12\text{月}} \right) \times 10\text{月} = 500.00\text{㎡}$  ← 課税標準の算定期間の開始日の属する月(第1月)から廃止日の属する月(第10月)までの月数

課税標準・・・2,000㎡ + 500㎡ = 2,500㎡

【Ｊ社支店の月割り計算の月数の区分】

| 第1月       | 第2月       | 第3月       | 第4月       | 第5月       | 第6月        | 第7月         | 第8月         | 第9月        | 第10月      | 第11月      | 第12月      |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 4/21～5/20 | 5/21～6/20 | 6/21～7/20 | 7/21～8/20 | 8/21～9/20 | 9/21～10/20 | 10/21～11/20 | 11/21～12/20 | 12/21～1/20 | 1/21～2/20 | 2/21～3/20 | 3/21～4/20 |

← 算定期間（第1月～第10月） →

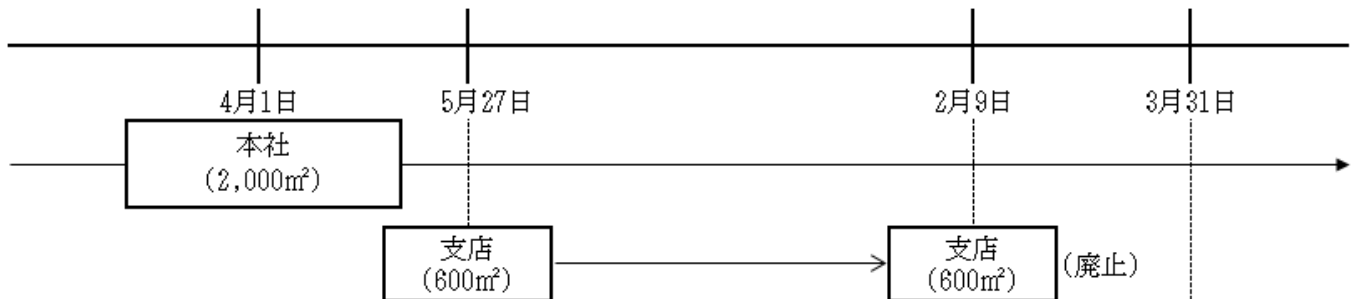
ウ 課税標準の算定期間の中で新設された事業所等で、当該課税標準の算定期間の中で廃止された事業所等〔法 701 の 40②(3)〕

$$\boxed{\text{課税標準となる事業所床面積}} = \left( \frac{\boxed{\text{廃止の日における事業所床面積}}}{\boxed{12}} \right) \times \boxed{\text{新設の日の属する月の翌月から廃止の日の属する月までの月数}}$$

※ 免税点の判定 (P. 27) を含め、以下の点に注意してください。

- ① 課税標準の算定期間の末日において、市内の他の事業所等が免税点以下である場合（例えば、廃止された事業所等以外に横浜市内に他の事業所等がなかった場合）は、課税されません (P. 12 [イ-①](#)、P. 28【設例 11】問(2)参照。)
- ② 課税標準の算定期間の末日において、市内に所在する他の事業所等が免税点を超える場合は、廃止された事業所等についても、月割り計算の上、課税標準に算入します (P. 13 [イ-②](#)、P. 16 [ウ-①](#)参照。)
- ③ 事業所等の開設が月の初日(1日)である場合であっても、月割り計算の分子に当たる月数は、開設の日の属する月の翌月から数えます〔法 701 の 40②(1)〕(P. 10 [ア-②](#) (「営業所」の計算例)、P. 16 [ウ-②](#) (「新本社」の計算例) を参照。)  
 ただし、事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日（例：事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合の 4 月 1 日）である場合には、翌月ではなく当該月から計算します (P. 10 [ア-②](#) (「本社」の計算例)、P. 17 [ウ-③](#)参照。)
- ④ 課税標準の算定期間の末日（例：事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合の 3 月 31 日）に事業所等を廃止した場合は、免税点の判定は当該事業所等の分を含めて行います (P. 13 [イ-③](#) (「支店」の計算例)、P. 17 [ウ-③](#)参照。)
- ⑤ 事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日（例：事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合の 4 月 1 日）かつ、事業所等の廃止が課税標準の算定期間の末日（例：事業年度が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの場合の 3 月 31 日）である場合には、当該事業所等について、算定期間を通じて使用された事業所等と解し、月割りの対象とはしません (P. 17 [ウ-③](#)参照。)
- ⑥ 事業年度が月の初日以外から開始する法人において、課税標準の算定期間の中に事業所等を開設し、当該課税標準の算定期間の中に当該事業所等を廃止した場合は、事業年度開始日から翌月の事業年度開始日に応答する日の前日に満了する期間を一単位とした月として月割り計算の月数を数えます (P. 17 [ウ-④](#)参照。)

- ウ-① 戸塚区に本社（2,000 m<sup>2</sup>）を有するK社が、5月27日に瀬谷区に支店（600 m<sup>2</sup>）を開設したが、翌年2月9日に廃止した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 2,000m<sup>2</sup>(本社のみ) > 1,000m<sup>2</sup> ⇒ **課税対象**

(課税標準)

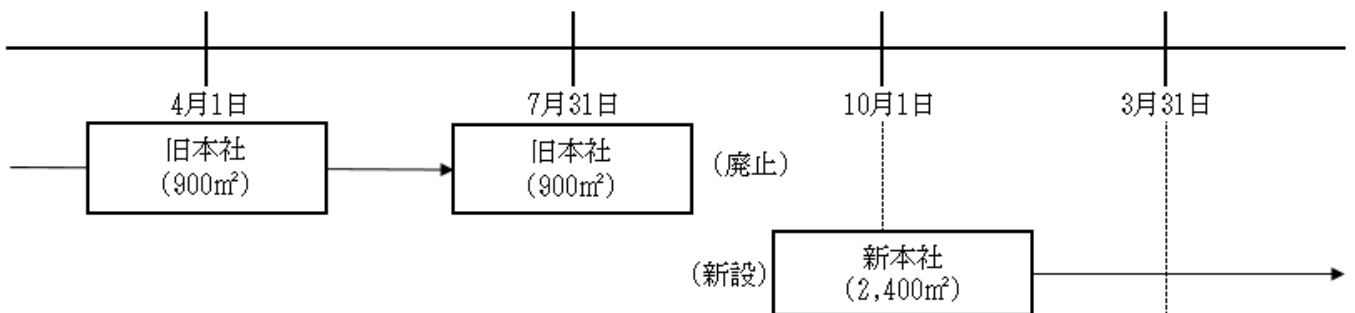
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000m<sup>2</sup>

支店・・・ $\left(\frac{600\text{m}^2}{12\text{月}}\right) \times 9\text{月}(6\text{月} \sim 2\text{月}) = 450.00\text{m}^2$  ← 新設日の属する月の翌月から廃止日の属する月までの月数

課税標準・・・2,000m<sup>2</sup> + 450m<sup>2</sup> = 2,450m<sup>2</sup>

- ウ-② 鶴見区に本社（900 m<sup>2</sup>）のあったL社が、10月1日に神奈川区の新社屋（2,400 m<sup>2</sup>）を新設し移転した。移転に先立ち、鶴見区の旧社屋は7月31日に撤退している。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積 2,400m<sup>2</sup>(新本社のみ) > 1,000m<sup>2</sup> ⇒ **課税対象**

(課税標準)

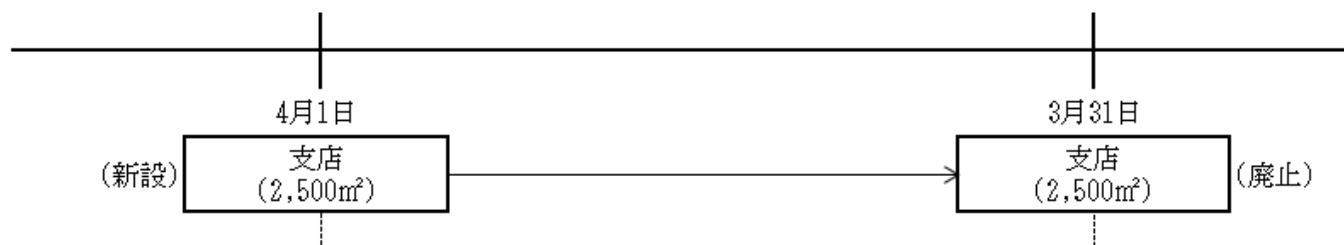
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

旧本社・・・ $\left(\frac{900\text{m}^2}{12\text{月}}\right) \times 4\text{月}(4\text{月} \sim 7\text{月}) = 300.00\text{m}^2$  ← 課税標準の算定期間の開始日の属する月から廃止日の属する月までの月数

新本社・・・ $\left(\frac{2,400\text{m}^2}{12\text{月}}\right) \times 5\text{月}(11\text{月} \sim 3\text{月}) = 1,000.00\text{m}^2$  ← 新設日の属する月の翌月から課税標準の算定期間末日の属する月までの月数

課税標準・・・300m<sup>2</sup> + 1,000m<sup>2</sup> = 1,300m<sup>2</sup>

- ウ-③ 東京に本社のあるM社が、4月1日に西区に支店（2,500㎡）を新設したが、翌年3月31日に閉鎖し、川崎市に移転した。事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積  $2,500\text{㎡} > 1,000\text{㎡} \Rightarrow$  **課税対象**

(課税標準)

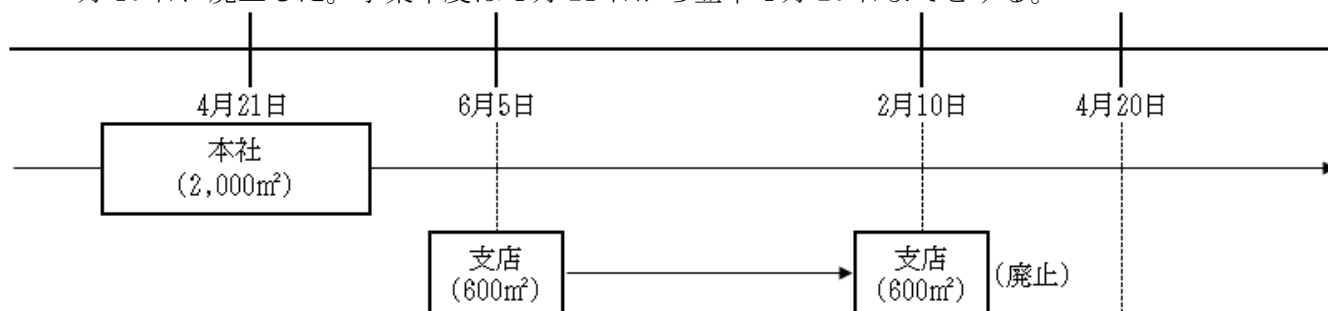
この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

支店・・・2,500㎡

課税標準・・・2,500㎡

事業所等の新設が課税標準の算定期間初日(4月1日)であり、かつ、廃止が課税標準の算定期間末日(3月31日)である場合には、算定期間を通じて使用された事業所等とみなし、月割り計算は行わない

- ウ-④ 中区に本社（2,000㎡）を有するN社が、6月5日に旭区に支店（600㎡）を開設したが、翌年2月10日に廃止した。事業年度は4月21日から翌年4月20日までとする。



(免税点判定)

課税標準の算定期間の末日の事業所床面積  $2,000\text{㎡}$ (本社のみ)  $> 1,000\text{㎡} \Rightarrow$  **課税対象**

(課税標準)

この場合の課税標準となる事業所床面積は、次のとおり

本社・・・2,000㎡

支店・・・ $\left( \frac{600\text{㎡}}{12\text{月}} \right) \times 8\text{月} = 400.00\text{㎡}$

新設日の属する月(第2月)の翌月(第3月)から廃止日の属する月(第10月)までの月数

課税標準・・・ $2,000\text{㎡} + 400\text{㎡} = 2,400\text{㎡}$

【N社支店の月割り計算の月数の区分】

| 第1月       | 第2月       | 第3月       | 第4月       | 第5月       | 第6月        | 第7月         | 第8月         | 第9月        | 第10月      | 第11月      | 第12月      |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 4/21～5/20 | 5/21～6/20 | 6/21～7/20 | 7/21～8/20 | 8/21～9/20 | 9/21～10/20 | 10/21～11/20 | 11/21～12/20 | 12/21～1/20 | 1/21～2/20 | 2/21～3/20 | 3/21～4/20 |

← 算定期間 (第3月～第10月) →

(5) 課税標準の算定期間中に用途変更があった場合の資産割の取扱い

課税標準の算定期間中に事業所用家屋の用途を非課税用途から課税用途に、又は課税用途から非課税用途に変更した場合は、課税標準の算定期間の末日現在における事業所用家屋の用途により、課税対象か非課税対象かの判定をします〔法 701 の 34⑥〕。

したがって、これらの場合は、事業所用家屋に係る床面積の全部がその用途に応じて課税又は非課税対象となり、月割り計算は行いません。

なお、課税標準の算定期間中において、そのほとんどが非課税用途に供され、課税標準の算定期間の末日現在においては課税用途に供されている一定のものについては、その税額の一部を減免します〔条規 21 の 8 の 3⑧〕。

(注) 従業者割の取扱いについては、P. 22 を参照してください。

(6) 事業所等が他の市域にわたって所在する場合の事業所床面積

事業所等が他の市域にわたって所在する場合は、その事業所のうち横浜市内に所在する部分の事業所床面積が対象となります〔令 56 の 50〕。

(7) 共同事業における事業所床面積

共同事業における各共同事業者の事業所床面積は、共同事業に係る損益分配の割合で計算したものを単独で行うものとして次のとおり計算します〔令 56 の 51①〕。

この場合、共同事業者の課税標準となる事業所床面積に係る事業所税については、他の共同事業者が連帯納税義務を負います〔法 10 の 2①〕。

なお、民法第 667 条に規定する組合、有限責任事業組合契約に関する法律第 2 条に規定する有限責任事業組合 (Limited Liability Partnership : LLP) については、当該組合を構成する法人又は個人が行う事業として、当該法人又は個人が納税義務者となります。その場合は、上記共同事業と同様に計算してください〔通知 (4) (イ)〕。

課税標準となる  
事業所床面積

=

共同事業に係  
る事業所等の  
事業所床面積

×

損益分配の割合  
(損益分配の割合が定められていない場合は出資の  
価額に応ずる割合)

【設例 5】家屋に該当しない事業所等の取扱い

(問) 法人市民税の申告の対象となる事業所等で、固定資産税において家屋と認められないものについて、事業所税は課税されますか。

(答) 事業所税の課税対象は、事業所等において法人又は個人の行う事業であり、設例の施設が事業所等であり、事業が行われている限り課税対象は存在します。

しかし、資産割の課税標準は事業所床面積となりますが、設例のような家屋に該当しない事業所等においては事業所床面積が存在せず、課税標準がないこととなるため、資産割については課税されず、従業者割のみの課税が行われるものです。

【設例 6】休止中の施設

(問) 工場等の一部の機械等について操業を停止していますが、この部分は資産割の課税標準に含まれますか。

(答) 事業所税における事業とは、それ自体が長期間継続して行われることを前提としており、部分的又は一時的な休止については、原則として考慮しないものです。

しかしながら、月割り課税制度の適用との均衡上から、事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前 6 月以上継続して休止していたと認められる部分については課税標準に含めないものとして取扱われます。

この場合、休止部分は明確に区画されている必要があり、現に操業は行っていない場合でも業務の用に供するための維持補修が行われ、いつでも操業ができる状態にある遊休施設、倉庫代わりに使用されている部屋等は休止施設に該当しません。

なお、免税点の判定は、この休止部分を含めて判定しますので注意してください。

【設例 7】事業年度の中で事業所等の一部を拡張した場合

(問) 事業年度の中で、事業所内に更に一棟事業所用家屋を増設しましたが、この増設家屋については月割りして課税されますか。

(答) 一つの事業所内における事業所床面積の拡張、縮小等は単なる床面積の異動ですから月割り課税は行わないことになります。したがって、事業年度の末日近くになって事業所床面積が急増したような場合も当該急増後の事業所床面積で課税されることになります。

月割り計算は、支店、営業所等そこで一単位の事業が行われると認められるようなものの新設、廃止があった場合に行われることとなります。

【設例 8】事業年度の中で事業所が移転した場合

(問) 事業年度の中で、事業所等が移転した場合の資産割の課税標準は、どのように取り扱いますか。

(答) 資産割の課税標準は、原則として課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積によりますが、算定期間の中で事業所等が新設又は廃止された場合は、それぞれ月割り計算 (P. 9 ~ P. 17 参照。) します。

事例の場合は、前の事業所が廃止され、新しい事業所等が新設されたものとして、それぞれ月割り計算します。

## 従業者割

従業者割の課税標準は、課税標準の算定期間（資産割の場合と同じです。P. 5 を参照してください。）中に支払われた又は支払うべき従業者給与総額です。

### (1) 従業者給与総額

従業者給与総額とは、市内の事業所等に勤務する従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性格を有する給与（以下「給与等」といい、所得税法第 28 条第 1 項に規定する「給与等」に準じます。）の総額をいいます。

この場合、従業者のうちに事業専従者がいる場合は、その者に係る事業専従者控除額を従業者給与総額に含めます。

また、給与等の支払われる時の現況において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者で雇用改善助成対象者がいる場合は、その者に係る給与等の額の 2 分の 1 を従業者給与総額から除きます〔法 701 の 31①(5)、②、通知(6) (イ)〕。

#### ア 従業者の範囲

従業者とは、雇用契約等により給与等の支払いを受ける者（アルバイト、パートタイマー等を含みます。）をいい、役員も含まれます〔法 701 の 31①(5)〕。

なお、給与等の支払われる時の現況において障害者（住民税の本人障害者控除の対象となる方及び障害者職業センターの判定により知的障害者とされた方をいいます。）及び年齢 65 歳以上の者（役員は除きます。）に該当する者は除かれます。

#### イ 「これらの性格を有する給与」の範囲

これらの性格を有する給与とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、現物給与等をいいます。

なお、退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる一定金額以下の通勤手当等及び保険外交員等の事業所得は除かれます。

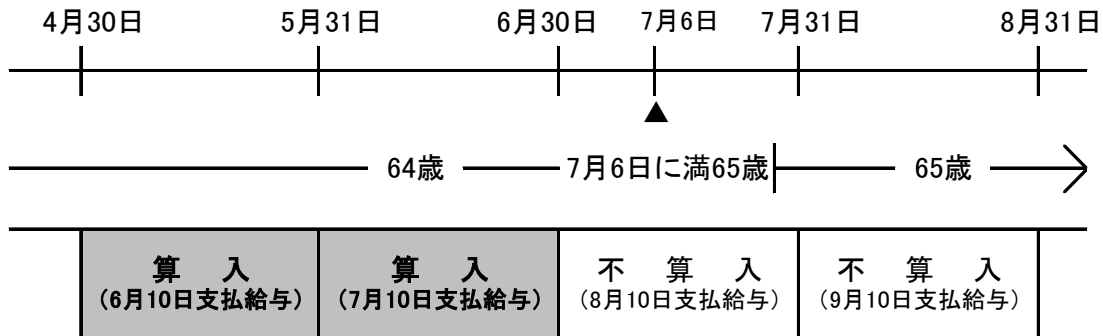
#### ウ 雇用改善助成対象者の範囲

雇用改善助成対象者とは、給与等の支払われる時の現況において年齢 55 歳以上 65 歳未満の者で、次の表のいずれかに該当する者のうち一定のものをいいます〔令 56 の 17 の 2、規 24 の 2〕。

|   | 雇用改善助成対象者の範囲                                               | 根拠規定                                               |
|---|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 1 | 高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者 | 雇用保険法第 62 条第 1 項第 3 号又は第 5 号<br>雇用対策法施行令第 2 条第 2 号 |
| 2 | 作業環境に適応させるための訓練を受けた者                                       | 雇用保険法第 63 条第 1 項第 3 号<br>雇用対策法第 18 条第 5 号          |
| 3 | 雇用奨励金の支給に係る者                                               | 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令第 10 条第 3 号    |

(注) 新たに年齢 65 歳以上の者、障害者又は雇用改善助成対象者に該当することとなった者  
(従業者の給与の計算の基礎となる期間(月給、週給等の期間)の末日の現況により判定)  
 に係る給与等は、次の例によって計算してください〔法 701 の 31②〕。

(例) 毎月月末が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月 10 日である場合



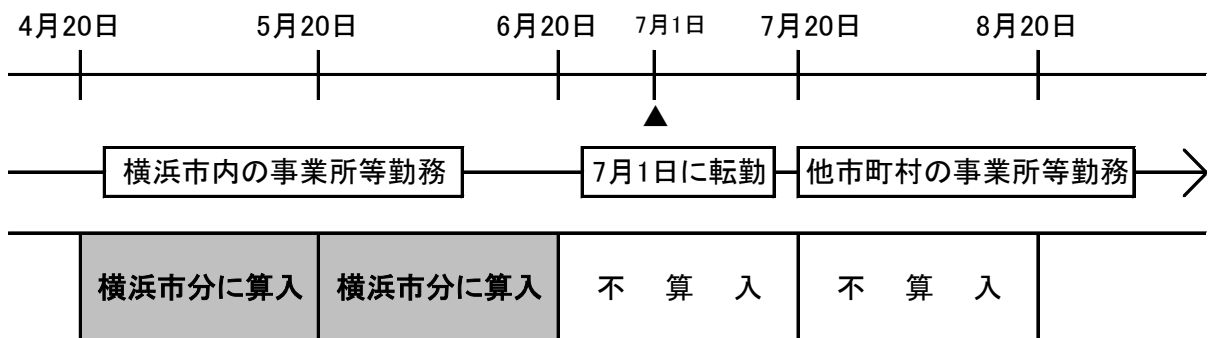
※ 免税点の判定に際し、従業者が年齢 65 歳以上の者に該当するかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の年齢で行います。

## (2) 転勤者の取扱い

課税標準の算定期間の中で他市町村へ転勤した者等の給与等は、その者に係る給与等の計算期間の末日現在に勤務する事業所等の従業者給与総額に含まれます。

したがって、給与等の計算期間の末日において本市内の事業所等に勤務し、支給日に他市町村の事業所等に勤務している者のその月に係る給与等は、本市内の事業所等の従業者給与総額に含まれます。

(例) 毎月 20 日が給与等の計算期間の末日で、支給日が翌月の 5 日の場合



※ 賞与については、原則として支給日において勤務すべき事業所等に係る従業者給与総額に算入します。

- (3) 課税標準の算定期間の中途において用途変更があった施設に勤務する従業員の取扱い  
 課税標準の算定期間の中途において勤務すべき施設が課税施設から非課税施設に用途変更されたり、非課税施設から課税施設に用途変更された場合には、課税施設に係る期間に支払われた給与等が従業員給与総額に含まれます。（課税標準の特例施設も準じて取扱いします。）

- (4) 非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設とに併せ従事する従業員の取扱い〔令 56 の 49、令 56 の 67〕

非課税又は課税標準の特例施設とその他の施設とに併せ従事する従業員の給与等の額については、それぞれの事業に従事した分量（勤務時間）によりあん分します。

この場合、非課税又は課税標準の特例施設に係る従業員給与総額（課税標準の特例にあつては、特例割合を乗じる前の額）は次により計算します。

ア 分量が明らかな場合

$$\boxed{\text{非課税又は課税標準の特例施設に係る従業員給与総額}} = \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額}} \times \frac{\boxed{\text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業に従事した分量}}}{\boxed{\text{その者が非課税又は課税標準の特例施設に係る事業とその他の事業とに従事した分量の合計量}}}$$

イ 分量が明らかでない場合

$$\boxed{\text{非課税又は課税標準の特例施設に係る従業員給与総額}} = \boxed{\text{その者の当該事業所等における勤務に係る給与等の額}} \times \frac{\boxed{1}}{\boxed{2}}$$

- (5) 事業所等が他の市域にわたって所在する場合

事業所等が他の市域にわたって所在する場合は、次により計算します〔令 56 の 50①〕。

$$\boxed{\text{横浜市分の従業員給与総額}} = \boxed{\text{当該事業所等に係る従業員給与総額}} \times \frac{\boxed{\text{横浜市域内に所在する事業所床面積}}}{\boxed{\text{当該事業所等の全体の事業所床面積}}}$$

- (6) 共同事業の取扱い

共同事業における課税標準となる従業員給与総額の算定方法は、資産割の場合と同様に次により計算します。

$$\boxed{\text{課税標準となる従業員給与総額}} = \boxed{\text{共同事業に係る事業所等の従業員給与総額}} \times \boxed{\text{損益分配の割合（損益分配の割合が定められていない場合は出資の価額に応ずる割合）}}$$

【設例 9】 従業者給与総額の算定と発生主義について

(問) 従業者給与総額の算定にあたっては、発生主義によって算定しますか、それとも現金主義によって算定しますか。

(答) 従業者給与総額の算定にあたっては、会計処理上のいわゆる発生主義により算定します。したがって、現実に従業者に現金が支払われていなくとも、会計上未払経理されているものは従業者給与総額に算入します。ただし、給与債権が確定していないため引当金として経理されている期末賞与等の引当金額については、発生主義でも未払金として経理されないもので、従業者給与総額に含まれません。

【設例 10】 長期間出張職員の給与の取扱いについて

(問) 従業者給与総額の算定について、外国又は課税区域外（横浜市外）に長期間出張し、又は派遣されている職員の給与等の取扱いはどうなりますか。

(答) 外国又は課税区域外（横浜市外）に長期間出張し、又は派遣されている職員の給与等については、課税標準である従業者給与総額に算入しませんが、短期間の出張の場合は、当該出張が派遣と同様と認められる場合を除き出張元（派遣元）の従業者給与総額に算入します。この場合、次の点に注意してください。（P. 24 及び P. 25 の表を参照してください。）。

(1) 「長期」とは、課税標準の算定期間を超える期間をいいます。

(2) 出張であるのか派遣であるのかについては、名称にとらわれることなく、身分関係、職務関係等を総合的に勘案して区分するものですが、一般的には次のとおりです。

出張・・・・・・・・ 企業の従業者が出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行うものをいいます。

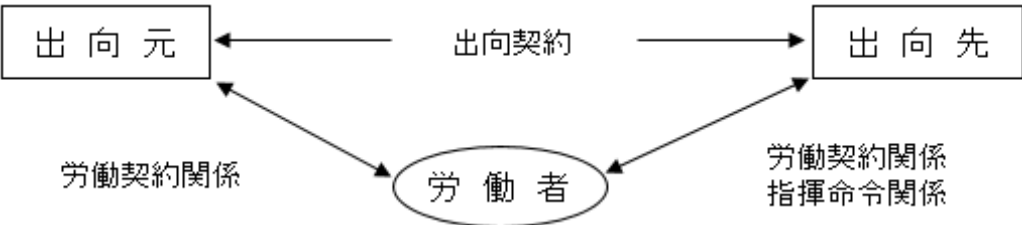
派遣・・・・・・・・ 派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にあるものをいいます。

なお、事実上の勤務先である企業との間に労働契約関係が存在する場合には、出向として取り扱います。

■ 従業者に係る出向、出張、派遣等相関図（一例）

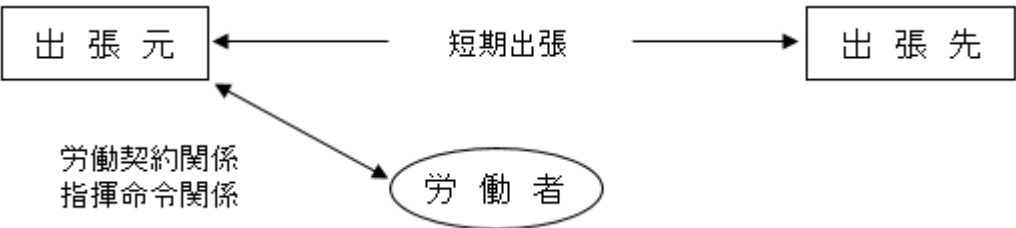
①出向

従業者給与総額への算入に関しては、実質的な負担（従業者に対する給与払に係る負担）が出向元にあるのか出向先にあるのかによる。



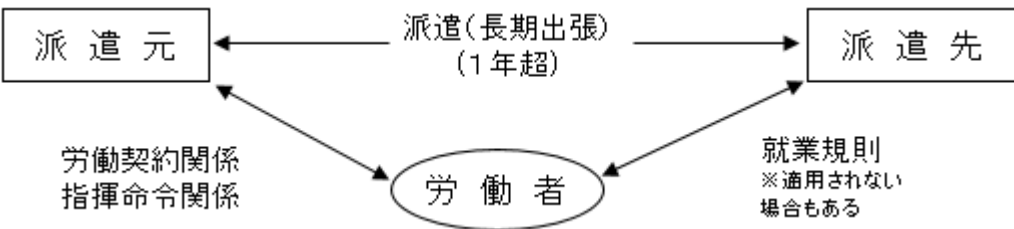
②短期間の出張

短期間の出張に係る給与については、課税区域外（外国、他都市）に出張している場合であっても、出張元の従業者給与総額に算入する。



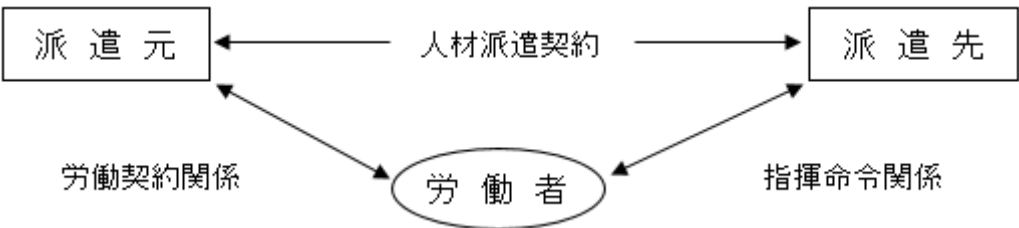
③派遣（長期間の出張）

長期間（１年超）、課税区域外（外国、他都市）に派遣（出張）している従業者については、当該事業所等と本市との受益関係に直接関与しているものでないため、派遣元の従業者給与総額に算入しない。



④派遣法に基づく派遣社員

派遣元労働者と派遣先との関係は単に指揮命令系統があるだけであり、派遣労働者に係る給与は派遣元の給与総額に算入される。



別表 従業者割における従業者の取扱い

| 従業者                     |                            | 課税標準(注1)                        | 免税点の判定                                        | 備考                                                                                     |
|-------------------------|----------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 65歳以上の者(役員を除く)          |                            | 従業者給与総額に含めない。                   | 従業者に含めない。                                     | これらの者は、従業者の範囲に含まれないものとされています。                                                          |
| 障害者(役員を除く。)             |                            | 従業者給与総額に含めない。                   | 従業者に含めない。                                     |                                                                                        |
| 役員                      | 役員・使用人兼務役員(65歳以上の者を含む。)    | 従業者給与総額に含める。                    | 従業者に含める。                                      | 役員給与は従業者給与総額に含めます。<br>また、使用人兼務役員は役員として取り扱い、65歳以上の場合でも、使用人として支払われた給与等は従業者給与総額に算入します。    |
|                         | 非常勤の役員                     | 従業者給与総額に含める。                    | 従業者に含める。                                      |                                                                                        |
|                         | 数社の役員を兼務する役員               | それぞれの会社の従業者給与総額に含める。            | それぞれの会社の従業者に含める。                              |                                                                                        |
|                         | 無給の役員                      | —                               | 従業者に含めない。                                     |                                                                                        |
| 雇用改善助成対象者               |                            | 給与等の額の2分の1を従業者給与総額から控除する。       | 従業者に含める。                                      | これらの者は、いずれも従業者の範囲に含まれますが、従業者給与総額の算定に注意してください。                                          |
| 事業専従者                   |                            | 事業専従者控除額を含め従業者給与総額に含める。         | 従業者に含める。                                      |                                                                                        |
| 臨時の従業者                  |                            | 従業者給与総額に含める。                    | 従業者に含める。                                      | これらの者も基本的には従業者の範囲に含まれますが、免税点の判定に注意してください。                                              |
| 短時間勤務のパートタイマー(注2)       |                            | 従業者給与総額に含める。                    | 従業者に含めない。                                     |                                                                                        |
| 出向社員                    | 出向元が給与を支払う                 | 出向元の従業者給与総額に含める。                | 出向元の従業者に含める。                                  | 出向・転籍に係る社員の取扱いについては、法人税の損金算入の取扱いに準じてください。                                              |
|                         | 出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を払う。 | 出向先の従業者給与総額に含める。                | 出向先の従業者に含める。                                  |                                                                                        |
|                         | 出向元と出向先が一部負担               | それぞれの会社の従業者給与総額に含める。            | 主たる給与等を支払う会社の従業者に含める。                         |                                                                                        |
| 外国又は課税区域外への派遣又は長期出張(注3) |                            | 従業者給与総額に含めない。                   | 従業者に含めない。                                     |                                                                                        |
| 派遣法に基づく派遣社員(注4)         |                            | 派遣元の従業者給与総額に含める。                | 派遣元の従業者に含める。                                  | 課税区域外(横浜市外)への派遣は含めません。                                                                 |
| 休職中の従業員                 |                            | 従業者給与総額に含める。                    | 給与等の支払いを受けなかった場合を除き従業者に含める。                   |                                                                                        |
| 中途退職者                   |                            | 退職等までの給与等は従業者給与総額に含める。          | 従業者に含めない。                                     |                                                                                        |
| 保険の外交員で事業所得のみの者         |                            | 従業者給与総額に含めない。                   | 従業者に含めない。                                     | 給与等の支給を受ける者に該当しません。                                                                    |
| 保険の外交員で給与所得及び事業所得を有する者  |                            | 所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める。          | 従業者に含める。                                      |                                                                                        |
| 常時船舶の乗組員                |                            | 従業者給与総額に含めない。                   | 従業者に含めない。                                     | 事業所等に該当しません。                                                                           |
| 鉄道の運転手又は車掌、列車内の食堂等の従業者  |                            | 主たる給与等を支払う事業所等の従業者給与総額に含める。     | 主たる給与等を支払う事業所等の従業者に含める。                       |                                                                                        |
| 専ら非課税施設に勤務する従業者         |                            | 従業者給与総額に含めない。                   | 従業者に含めない。                                     | 課税標準の算定期間の中途における用途変更により課税施設であった期間と非課税施設であった期間とを有する場合には、課税施設であった期間に係る給与等を従業者給与総額に算入します。 |
| 課税施設と非課税施設の兼務従業者        |                            | 課税施設に従事していた分に係る給与は、従業者給与総額に含める。 | 課税標準の算定期間の末日において、課税施設に係る事業に従事している場合は、従業者に含める。 |                                                                                        |

(注1) 退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

(注2) アルバイト、パートタイマー等に対して支払われる給与等は、いずれも従業者給与総額に算入されますが、免税点の判定の場合には、短時間勤務のパートタイマーを従業者の範囲から除外することとしています(P.30【設例15】参照。)

(注3) 派遣及び出張に関しては、P.23【設例10】を参照してください。

なお、海外支店等に勤務するために出国した社員で、所得税の源泉徴収の取扱上非居住者とされている方については、非居住者の認定に係る期間中、従業者及び従業者給与総額の対象から除いて差支えありません。

(注4) 派遣法とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律をいいます。

## 4. 税率

事業所税の税率は、次のとおりです〔法 701 の 42〕。

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 資産割  | 事業所床面積 1 m <sup>2</sup> につき 600 円 |
| 従業者割 | 従業者給与総額の 100 分の 0.25              |

## 5. 税額計算

事業所税は、次のとおり計算します。

なお、この場合の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間中において横浜市内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積であり、従業者割にあつては、それらの各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額です〔法 701 の 46②、法 701 の 47②〕。

### (1) 資産割額

ア. 課税標準の算定期間の月数が 12 月の場合

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる事業所床面積} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例適用による控除床面積} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times 600 \text{円} = \text{資産割額}$$

イ. 課税標準の算定期間の月数が 12 月未満の場合

$$\left( \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積} \\ \hline - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる事業所床面積} \\ \hline - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例適用による控除床面積} \\ \hline \end{array} \end{array}}{12} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間の月数} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times 600 \text{円} = \text{資産割額}$$

### (2) 従業者割額

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{非課税となる従業者給与総額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準の特例適用による控除従業者給与総額} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{(税率)} \\ \hline \end{array} \times 0.25}{100} = \text{従業者割額}$$

### (3) 事業所税額

$$\boxed{(1) \text{資産割額}} + \boxed{(2) \text{従業者割額}} = \boxed{\text{事業所税額}}$$

#### (4) 端数処理

課税標準となる事業所床面積に 1 m<sup>2</sup>未満の端数が生じた場合、1 m<sup>2</sup>の 100 分の 1 未満（小数点第 3 位以下）を、課税標準となる従業者給与総額に 1,000 円未満の端数金額が生じた場合、その端数金額を切り捨てます。

また、税額に 100 円未満の端数が生じた場合は、その 100 円未満の端数を切り捨てます〔法 20 の 4 の 2③〕。税額の端数処理方法としては、算出した資産割額、従業者割額について、それぞれ 1 円未満を切り捨て、合算した最終の事業所税額について 100 円未満を切り捨てます。

|                                                  |
|--------------------------------------------------|
| 資産割額（1 円未満切捨て）＋従業者割額（1 円未満切捨て）＝事業所税額（100 円未満切捨て） |
|--------------------------------------------------|

## 6. 免税点

### (1) 免税点の判定

課税標準の算定期間の末日の現況において、次に掲げる事業所等は、課税対象から除かれます。

なお、この判定は資産割及び従業者割のそれぞれについて行います〔法 701 の 43①、③〕。

|      |                                                                                             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資産割  | 市内の各事業所等の事業所床面積（後述する非課税部分を除きます。）の合計床面積が <b>1,000 m<sup>2</sup>以下</b> の場合は、資産割を納付する義務はありません。 |
| 従業者割 | 市内の各事業所等の従業者（非課税対象者を除きます。）の合計が <b>100 人以下</b> の場合は、従業者割を納付する義務はありません。                       |

(注) 1 免税点以下で納付する必要がない場合でも、市内の合計事業所床面積が 700 m<sup>2</sup>を超える場合又は従業者数の合計が 70 人を超える場合には申告書を提出していただきます〔条 129 の 7④、法 701 の 46③〕。

2 免税点は基礎控除とは異なりますので、免税点を超えて事業所税が課される場合には、免税点を超えた部分のみならずその全体が課税対象となります。

### (2) 特殊な免税点の判定

ア 課税標準の算定期間が 12 月に満たない場合（P. 28 **【設例 12】** 参照。）や課税標準の算定期間の中で新設又は廃止された事業所等がある場合（P. 9～P. 17 参照。）

イ 共同事業（ウに該当するものを除く）を行っている場合〔令 56 の 75①〕

前記「3. 課税標準」の資産割(7) (P. 18)及び従業者割(6) (P. 22)の取扱いと同様です。

ウ 事業者と事業者の特殊関係者（同族会社等）が、同一家屋内において、それぞれ事業を行っている場合（みなし共同事業）

「第 3 みなし共同事業」(P. 33)を参照してください。

エ 企業組合又は協業組合の場合〔法 701 の 43②、令 56 の 72、規 24 の 26〕

企業組合又は協業組合で一定の条件を満たすものの免税点の判定は、個々の事業所ごとに免税点の判定を行います。

オ 従業者数に著しい変動がある場合の免税点の判定〔法 701 の 43④、令 56 の 73①、②〕

P. 29 **【設例 14】**を参照してください。

カ 短時間勤務のパートタイマー

P. 30 **【設例 15】**を参照してください。

【設例 11】 資産割及び従業者割の免税点の判定について

(問) 次の各々の場合、免税点を超えるものとして申告納付する必要がありますか。

- (1) A 社、B 社及び C 社の横浜市内の事業所等の事業年度の末日における事業所床面積及び従業者数は次のとおりです。

| 事業所等     | 事業所床面積                                               | 従業者数  |
|----------|------------------------------------------------------|-------|
| A 社      | 800 m <sup>2</sup>                                   | 100 人 |
| B 社      | 1,600 m <sup>2</sup> (うち非課税施設 1,000 m <sup>2</sup> ) | 110 人 |
| C 社 (本店) | 300 m <sup>2</sup>                                   | 30 人  |
| (支店)     | 800 m <sup>2</sup> (課税標準の特例 (2 分の 1) 対象施設)           | 30 人  |

- (2) D 社 (12 月末決算) は、港南区に本店 (床面積 1,200 m<sup>2</sup>、従業者数 120 人) を有していましたが、11 月 5 日に相模原市に転出し、同日以後横浜市内に事業所等はありません。

- (3) E 社 (12 月末決算) は、旭区内に事務所 (床面積 900 m<sup>2</sup>、従業者数 90 人) を有していましたが、11 月 17 日に同事務所を磯子区内 (床面積 1,600 m<sup>2</sup>、従業者数 160 人) に移転しました。

(答) 資産割及び従業者割の免税点判定は、課税標準の算定期間の末日の現況における市内の事業所等の事業所床面積の合計及び従業者数の合計により判定しますので、事例の場合は次のとおりです。

- (1) A 社は、資産割及び従業者割とも課税されません (ただし、条例の規定により申告書の提出が必要です)。

B 社は、資産割は課税されませんが、従業者割が課税されます (非課税施設は免税点の判定に含まれません)。

C 社は、資産割は課税がされますが、従業者割は課税されません (本店と支店の合計で判定します。なお、免税点の判定は課税標準の特例控除前で行います)。

- (2) D 社は、課税標準の算定期間の末日において横浜市内に事業所等を有していないので、資産割及び従業者割とも課税されません。

なお、事業所等を新設し、又は廃止した場合には別途届出が必要です (P. 44 参照)。

- (3) E 社は、課税標準の算定期間の末日の現況において資産割及び従業者割とも免税点を超えるため、資産割及び従業者割とも課税されます。この場合、移転前の旭区の事務所についても課税標準に含まれます (資産割については月割り計算が適用されます。P. 16 **ウー②**参照)。

【設例 12】 課税標準の算定期間が 12 月に満たない場合の資産割の免税点判定について

(問) 資産割の課税標準は、課税標準の算定期間が 12 月に満たない場合には月数に応じて月割り計算しますが、免税点の判定も同様に月割り計算した結果により判定することになりますか。

(答) 資産割の免税点判定は、月割り計算によらず課税標準の算定期間の末日の現況により判定します。この結果、課税される場合は、算定期間の月数により課税標準の月割り計算を行います。

【設例 13】 事業を休止している場合の免税点の判定について

(問) 事業を休止している場合（例えばボウリング場又は工場の一部）の当該休止部分に係る床面積は、資産割の免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれますか。

(答) 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日以前 6 月以上継続して休止していたと認められるものは、資産割の課税標準には含まれませんが、免税点の判定の基礎となる事業所床面積には含まれます。

【設例 14】 従業者数の変動が著しい事業所等の従業者割の免税点の判定について

(問) 当社は、3 月、9 月決算で、事業年度中の従業者数が変動し、3 月期の各月末の従業者数は、次のとおりです。

このような場合であっても、事業年度の末日の現況により従業者割の免税点の判定を行うものですか。

| (課税標準の算定期間中の各月末) | (従業者数) |
|------------------|--------|
| 10月              | 50人    |
| 11月              | 46人    |
| 12月              | 60人    |
| 1月               | 120人   |
| 2月               | 126人   |
| 3月               | 132人   |

(答) 従業者割の免税点の判定は、原則として課税標準の算定期間の末日における従業者数によるものですが、事例のように、課税標準の算定期間に属する各月の末日における従業者数のうち最大であるものの数値（3 月、132 人）が最小であるものの数値（11 月、46 人）に 2 を乗じて得た数値を超える事業所等については、次によって免税点の判定を行います〔法 701 の 43④〕。

$$\left( \begin{array}{c} \text{免税点の判定の基} \\ \text{礎となる従業者数} \end{array} \right) = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{当該課税標準の算定期間に属す} \\ \text{る各月末の従業者数の合計数} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{c} \text{当該課税標準の算定期間の月数} \end{array} \right)}$$

したがって、事例の場合は  $\frac{534 \text{ 人 (10 月～3 月)}}{6 \text{ 月}} = 89 \text{ 人}$  となるので、事業年度

の末日における従業員数（132 人）が 100 人を超えていても従業者割は免税点以下となります。

なお、従業者数の変動が著しいかどうかは、事業所等単位で判定しますので、これに該当する事業所等以外は、全て課税標準の算定期間の末日における従業者数を免税点の判定の際の従業者数として算定するものです。

**【設例 15】パートタイマーの勤務時間の基準について**

(問) いわゆるパートタイマーは、従業者割の免税点判定においては「従業者」の範囲から除外されていますが、勤務時間が何時間程度である者を基準にパートタイマーであるかどうかの判定をすればよいのでしょうか。

(答) パートタイマーの従業者かどうかは形式的な呼称ではなく、勤務の実態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく勤務すべき事業所等の通常の勤務時間より相当短時間の勤務をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保障、賞与等からみても明らかに正規の従業員とは区別されるものをいいます。

本市の場合、一般的には、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（いわゆる「パート労働法」）に規定する「短時間労働者」のうち、1 週間の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 未満である者を、免税点判定における従業者の範囲から除外することとしています。

**【設例 16】課税施設と非課税施設とに兼務している従業者に係る免税点の判定について**

(問) 課税施設と非課税施設とに兼務している従業者は、免税点の判定の基礎となる従業者の数に含まれますか。

(答) 当該従業者が課税標準の算定期間の末日現在において、課税施設に従事している場合は免税点の判定の基礎となる従業者数に含まれます。

また、例えば、厚生課に所属する従業者が、毎日午前 10 時から午後 2 時まで従業者食堂に勤務し、他の時間は厚生課の事務を執っているような場合は、免税点の判定の基礎となる従業者数に含まれます。

## 7. 非課税

### (1) 非課税の範囲

非課税施設には、事業を行う者の人的な特性に着目して非課税とする人的非課税と、施設の用途に着目して非課税とする用途非課税等があります。その範囲については「別表1 非課税対象施設一覧表」([ホームページからダウンロードできます。](#))をご覧ください。

### (2) 非課税の判定日

非課税規定の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合においては、当該廃止の直前に行われていた事業がこれらの適用を受ける事業であるかどうかにより判定します〔法701の34⑥、通知(5)(ウ)〕。

### (3) 免税点の判定

免税点の判定においては、非課税に該当する事業所床面積、従業者（全部非課税の適用を受ける者に限ります。）を除いて判定します。

#### 【設例17】非課税施設の床面積の認定

(問) 福利厚生施設として従業員食堂を設けています。当該施設は非課税施設に該当（非課税対象施設一覧表中整理番号25に該当）すると思いますが、非課税施設に係る床面積は当該施設部分のみの床面積でしょうか、又は食堂前の廊下等の共用部分をも含めた床面積とするのでしょうか。

(答) 非課税施設に係る床面積は、当該従業員食堂部分のみ該当し、廊下等は共用部分としての非課税の取扱いはありません。

※ なお、特定防火対象物に該当する建物に設置される廊下については、防災に関する設備等として、別途非課税施設に該当する場合があります（非課税対象施設一覧表中整理番号29。）

## 8. 課税標準の特例

### (1) 課税標準の特例の範囲

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途に着目した課税標準の特例があります。

具体的には「別表2 課税標準の特例対象施設一覧表」([ホームページからダウンロードできます。](#))の各号に掲げる施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額について、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額を控除します。

### (2) 課税標準の特例の判定日

課税標準の特例の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行いますが、課税標準の算定期間の中途において事業所等が廃止された場合においては、廃止の直前に行われた事業がこれらの規定の適用を受ける事業であるかどうかにより判定します〔法701の41③、通知(7)(イ)〕。

(3) 免税点の判定

免税点の判定においては、非課税と異なり、課税標準の特例対象となる事業所床面積や従業者についても、これを控除する前の状態で判定します。

(4) 課税標準の特例規定が重複して適用される場合の適用順位

課税標準の特例対象施設一覧表の特例の適用が重複して適用される場合には、次の順序により適用されます〔令 56 の 71〕。

| 適用順位 | 適用条項               | 一覧表の整理番号 |
|------|--------------------|----------|
| 1    | 法第 701 条の 41 第 1 項 | 1～19     |
| 2    | 法第 701 条の 41 第 2 項 | 20       |

＊適用順位に従い一の規定の適用後の課税標準を基礎として、次の規定が適用されます。

＊法第 701 条の 41 第 1 項各号（一覧表の整理番号 1～19）の重複適用はしません。

## 9. 減免

(1) 減免の範囲及び申請について

本市においては、「別表 3 減免対象施設一覧表」（ホームページからダウンロードできます。）に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する資産割及び従業者割については、その定められた額又は割合を乗じて得た額の範囲で税額についての減免を受けることができます。

この減免を受けようとする場合は、申請書にその事由を証する書類を添えて申告期限内に市長（総務局主税部法人課税課 事業所税担当）に申請してください〔条 129 の 13 ②〕。減免申請書は郵送または窓口にてご提出ください。

(2) 減免判定日

減免適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。

## 10. 申告納付等

事業所税について、前記 6 に掲げる免税点を超える場合は、次に掲げる日までに、課税標準及び税額等を記載した申告書等を市長に提出し、それぞれの日までにその申告した税額を納付していただきます〔法 701 の 46、法 701 の 47〕。

また、免税点以下の場合であっても、課税標準の算定期間の末日の現況において、事業所床面積が 700 m<sup>2</sup>又は従業者数が 70 人超の場合、申告書に必要事項を記載して申告していただきます（納付の必要はありません）〔条 129 の 7④〕。

|        |    |                                     |
|--------|----|-------------------------------------|
| 申告納付期限 | 法人 | 事業年度終了の日から 2 月以内                    |
|        | 個人 | 翌年の 3 月 15 日（事業の廃止の場合は、その日から 1 月以内） |

なお、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長と認められた特例延長法人であっても、事業所税の申告納付期限は延長されませんので、注意してください。

## 第3 みなし共同事業

同一家屋内で特殊関係者が事業を行っている場合には、その特殊関係者の事業所床面積及び従業者数を合算して免税点の判定を行います。

### 1. みなし共同事業の趣旨

事業主が P.36 の「2. 特殊関係者の範囲」に掲げる特殊関係者を有していて、その特殊関係者の事業が事業主（特殊関係者を有する者）と同一家屋内において行われている場合には、その特殊関係者が行う事業は特殊関係者を有する者との共同事業とみなされ、これらの者が連帯して納税義務を負うこととなります〔法 701 の 32②、法 10 の 2①〕。

この場合、特殊関係者を有する者の免税点については、その者が単独で行っている事業の事業所床面積又は従業者数と共同事業とみなされた特殊関係者の事業に係る事業所床面積又は従業者数を合算して判定します。従って免税点の判定について自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合に免税点を超えることがありますので注意してください（令 56 の 75②）。

なお、課税標準は単独で行っている事業所床面積又は従業者給与総額となります（令 56 の 51②）。

このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について特別の規定が設けられているのは、事業を分割又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

【例1】同一家屋にのみ事業所がある場合（横浜市内の他に事業所がない場合）

B 法人が A 法人の特殊関係者に該当する場合

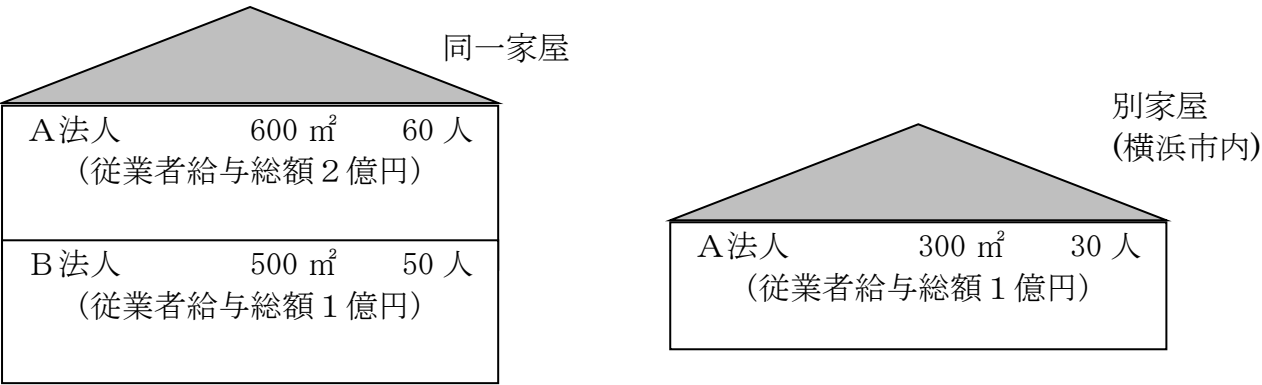
|                |                    |      |
|----------------|--------------------|------|
| A 法人           | 600 m <sup>2</sup> | 90 人 |
| (従業者給与総額 2 億円) |                    |      |
| B 法人           | 500 m <sup>2</sup> | 20 人 |
| (従業者給与総額 1 億円) |                    |      |

|      | 事業所<br>床面積         | 従業者数 | 従業者<br>給与総額 |
|------|--------------------|------|-------------|
| A 法人 | 600 m <sup>2</sup> | 90 人 | 2 億円        |
| B 法人 | 500 m <sup>2</sup> | 20 人 | 1 億円        |

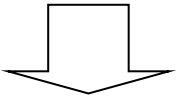
| 判定対象者 | 特殊関係者 | 区分   | 免税点の判定                                                            | 課税標準               |
|-------|-------|------|-------------------------------------------------------------------|--------------------|
| A 法人  | B 法人  | 資産割  | 600 m <sup>2</sup> + (500 m <sup>2</sup> ) = 1,100 m <sup>2</sup> | 600 m <sup>2</sup> |
|       |       | 従業者割 | 90 人 + (20 人) = 110 人                                             | 2 億円               |
| B 法人  | —     | 資産割  | 500 m <sup>2</sup> ≤ 1,000 m <sup>2</sup>                         | —                  |
|       |       | 従業者割 | 20 人 ≤ 100 人                                                      | —                  |

※資産割と従業者割について、A 法人のみ免税点を超えます。

【例 2】同一家屋以外に事業所がある場合  
A 法人、B 法人が相互に特殊関係者に該当する場合



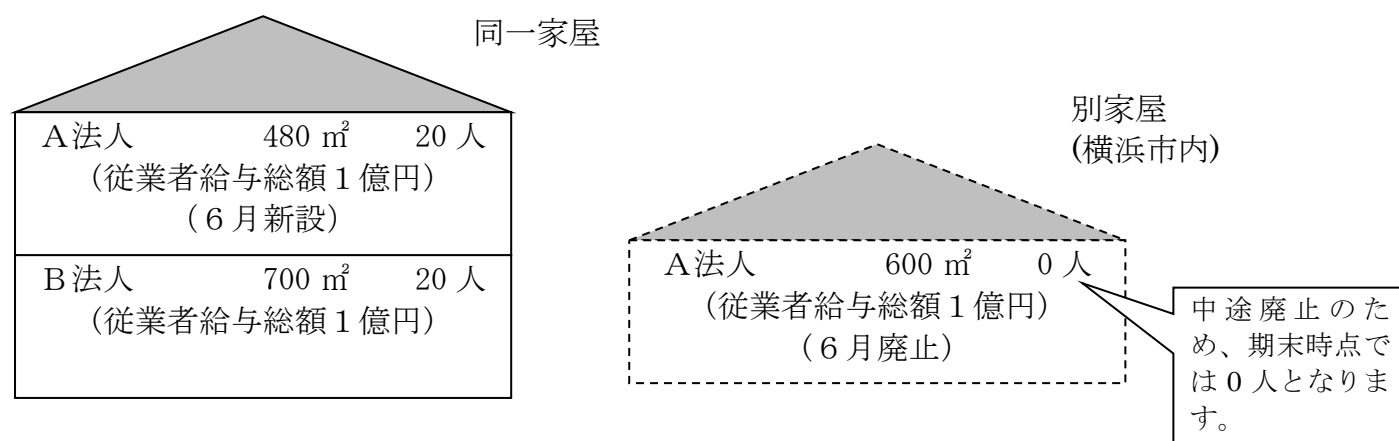
|      |      | 事業所床面積             | 従業者数 | 従業者給与総額 |
|------|------|--------------------|------|---------|
| 同一家屋 | A 法人 | 600 m <sup>2</sup> | 60 人 | 2 億円    |
|      | B 法人 | 500 m <sup>2</sup> | 50 人 | 1 億円    |
| 別家屋  | A 法人 | 300 m <sup>2</sup> | 30 人 | 1 億円    |



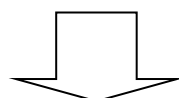
| 判定対象者 | 特殊関係者 | 区分   | 免税点の判定                                                                  | 課税標準               |
|-------|-------|------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| A 法人  | B 法人  | 資産割  | $300\text{ m}^2 + 600\text{ m}^2 + (500\text{ m}^2) = 1,400\text{ m}^2$ | 900 m <sup>2</sup> |
|       |       | 従業者割 | $60\text{ 人} + 30\text{ 人} + (50\text{ 人}) = 140\text{ 人}$              | 3 億円               |
| B 法人  | A 法人  | 資産割  | $500\text{ m}^2 + (600\text{ m}^2) = 1,100\text{ m}^2$                  | 500 m <sup>2</sup> |
|       |       | 従業者割 | $50\text{ 人} + (60\text{ 人}) = 110\text{ 人}$                            | 1 億円               |

※資産割と従業者割について、A 法人 B 法人ともに免税点を超えます。

【例 3】事業年度中途に、特殊関係者の事業所がある家屋内に事業所を移転した結果、  
みなし共同事業に該当することとなった場合  
B 法人が A 法人の特殊関係者に該当する場合 (A 法人は 12 月末決算)



|      |      | 事業所床面積             | 従業員数 | 従業員給与総額 |
|------|------|--------------------|------|---------|
| 同一家屋 | A 法人 | 480 m <sup>2</sup> | 20 人 | 1 億円    |
|      | B 法人 | 700 m <sup>2</sup> | 20 人 | 1 億円    |
| 別家屋  | A 法人 | 600 m <sup>2</sup> | 0 人  | 1 億円    |



| 判定対象者<br>(特殊関係者を有する者) | 特殊関係者 | 区分   | 免税点の判定                                                            | 課税標準                 |
|-----------------------|-------|------|-------------------------------------------------------------------|----------------------|
| A 法人                  | B 法人  | 資産割  | $480 \text{ m}^2 + (700 \text{ m}^2) = 1,180 \text{ m}^2$         | 540 m <sup>2</sup> ※ |
|                       |       | 従業員割 | $20 \text{ 人} + (20 \text{ 人}) = 40 \text{ 人} \leq 100 \text{ 人}$ | —                    |
| B 法人                  | —     | 資産割  | $700 \text{ m}^2 \leq 1,000 \text{ m}^2$                          | —                    |
|                       |       | 従業員割 | $20 \text{ 人} \leq 100 \text{ 人}$                                 | —                    |

A 法人の資産割のみ免税点を超えます。

※課税標準の計算：

$$\left( \frac{600}{12} \right) \times 6 + \left( \frac{480}{12} \right) \times 6 = 540 \text{ m}^2$$

## 2. 特殊関係者の範囲

免税点の合算対象となる特殊関係者には、家族、自社の子会社、自社と親会社が同一である他の子会社などが該当します。

特殊関係者とは次のいずれかに該当するものをいいます（令 56 の 21①）。

- (1) 第 1 号該当  
判定対象者（特殊関係者を有する方であるかどうかを判定すべき者）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹（令 56 の 21①(1)）
- (2) 第 2 号該当  
(1)に掲げる者以外の判定対象者の親族（6 親等内の血族及び 3 親等内の姻族）で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持している者（令 56 の 21①(2)）
- (3) 第 3 号該当  
(1)、(2)に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持している者（令 56 の 21①(3)）
- (4) 第 4 号該当  
判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（(1)、(2)に掲げる者を除く。）及びその者と(1)～(3)のいずれかに該当する個人（令 56 の 21①(4)）
- (5) 第 5 号該当  
判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と(1)～(4)のいずれかに該当する関係がある個人（令 56 の 21①(5)）
- (6) 第 6 号該当  
判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社（令 56 の 21①(6)）
- (7) 第 7 号該当  
判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と(1)～(4)までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社（令 56 の 21①(7)）

※ 同族会社の判定と特殊関係者

同族会社（法法 2①(10)）とは、会社の株主等（その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社を除く。）の 3 人以下並びにこれらと特殊の関係のある個人及び法人がその会社の発行済株式の総数又は出資金額（その会社が有する自己の株式又は出資を除く。）の 100 分の 50 を超える場合のその会社をいいます（以下、便宜上、株式会社を例にとって説明します。）。

ここに「特殊関係のある個人及び法人」とは、法人税法施行令第 4 条に掲げる同族関係者のことをいい、同族会社であるか否かはその会社の株主等の一人と当該株主等の同族関係者を一つのグループとしてとらえ（以下「株主グループ」といいます。）、そのような株主グループ 3 個の所有する株式の総数が、その会社の発行済株式の総数の 100 分の 50 を超えるか否かによって判定することとなります。

なお、3 個の株主グループのうち第 1 順位及び第 2 順位の株主グループの所有する株式の総数がその会社の発行済株式の総数の 100 分の 50 を超える場合の第 3 順位の株主グループ、若しくは第 1 順位の株主グループの所有する株式の総数のみでその会社の発行済株式の総数の 100 分の 50 を超える場合の第 2 順位及び第 3 順位の株主グループは、その会社が同族会社であるか否かの判定には、関与しなかったものとされます。

3. 同族会社の判定

(1) 第6号に該当する例（令56の21①(6)）

例1

判定対象者  
(特殊関係者を有する者)

100%

特殊関係者

(判定対象者をA法人とした場合)  
特殊関係者⇒B法人  
A法人を判定の基礎として同族会社(A法人のみで株式の50%超を保有)に該当するため特殊関係者になります。

※B法人を判定対象者としたとき、特殊関係者は存在しません。

(参考) 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

| 判定対象者 |     | 特殊関係者      |     |
|-------|-----|------------|-----|
| 例1    | A法人 | 令56の21①(6) | B法人 |
|       | B法人 | —          | —   |

例2

判定対象者  
(特殊関係者を有する者)

15% 10% 30%

特殊関係者

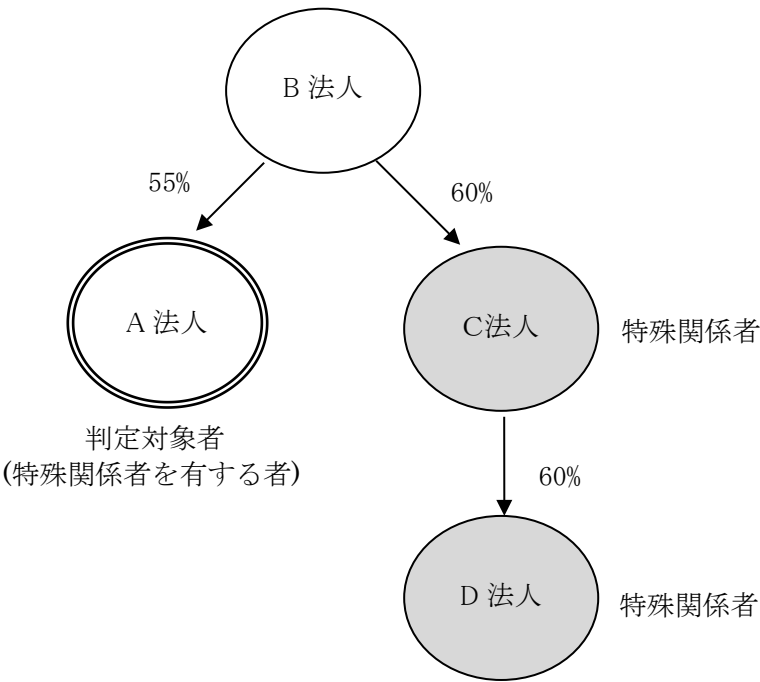
※D法人を判定対象者としたとき、特殊関係者は存在しません。

(参考) 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

| 判定対象者 |     | 特殊関係者      |     |
|-------|-----|------------|-----|
| 例2    | A法人 | 令56の21①(6) | D法人 |
|       | B法人 |            |     |
|       | C法人 |            |     |
|       | D法人 | —          | —   |

(2) 第 7 号に該当する例（令 56 の 21①(7)）

例 1



(判定対象者を A 法人とした場合)

特殊関係者⇒C 法人

A 法人の同族会社判定の基礎となった株主である B 法人を判定の基礎として同族会社 (B 法人のみで株式の 50%超を保有) に該当するため特殊関係者になります。

特殊関係者⇒D 法人

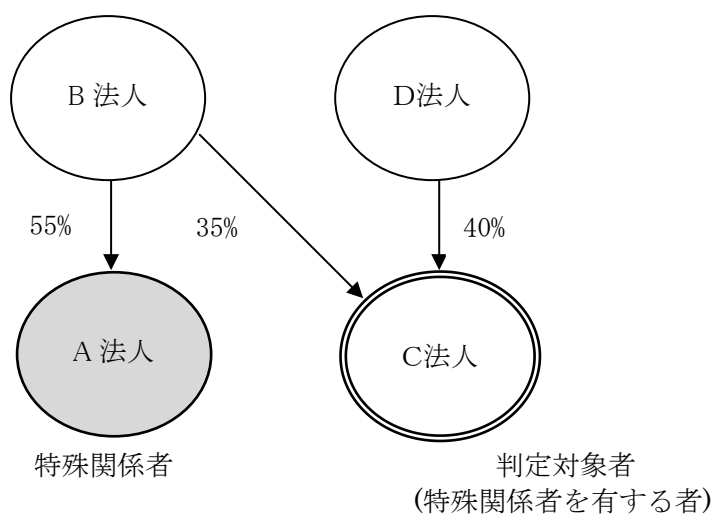
A 法人の同族会社の判定の基礎となった B 法人を判定の基礎として同族会社に該当する C 法人を判定の基礎として同族会社 (C 法人のみで株式の 50%超を保有) に該当するため特殊関係者になります。

(令第 56 条の 21 第 1 項第 7 号かっこ書による)

(参考) 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

| 判定対象者 | 特殊関係者         |           |
|-------|---------------|-----------|
| A 法人  | 令 56 の 21①(7) | C 法人、D 法人 |
| B 法人  | 令 56 の 21①(6) | A 法人、C 法人 |
| C 法人  | 令 56 の 21①(6) | D 法人      |
|       | 令 56 の 21①(7) | A 法人      |
| D 法人  | —             | —         |

## 例 2



(判定対象者をC法人とした場合)

特殊関係者を有する者⇒A法人

C法人の同族会社の判定の基礎となったB法人及びD法人のうちB法人を判定の基礎として同族会社(B法人のみで株式の50%超を保有)に該当するため特殊関係者になります。(令56の21①(7))

※A法人を判定対象者としたとき、特殊関係者は存在しません。

A法人の同族会社の判定の基礎となった株主であるB法人のみでは同族会社(B法人のみで株式の50%超を保有)に該当する他の会社がないため、特殊関係者は存在しません。

(参考) 上記以外の出資関係がない場合、それぞれの判定は以下のとおりになります。

| 判定対象者 | 特殊関係者      |         |
|-------|------------|---------|
| A法人   | —          | —       |
| B法人   | 令56の21①(6) | A法人、C法人 |
| C法人   | 令56の21①(7) | A法人     |
| D法人   | 令56の21①(6) | C法人     |

---

## 第 4 事業所用家屋及びその床面積の取扱い

---

### 1. 事業所用家屋の取扱い

事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で現に事業所等の用に供するもの（一時的な休業を含みます。）をいいます〔法 701 の 31①(6)〕。

この場合の家屋とは、固定資産税における家屋をいい〔法 701 の 31①(6)、法 341(3)〕、一般的に、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であってその目的とする用途に供し得る状態にあるものをいいます。なお、登記の有無は問いません。家屋に該当するか否かについて判定し難い建造物については、次に掲げる例示から類推し、その利用状況等を勘案して判定します。

#### (1) 家屋として取扱うもの

- ア 駐車場の乗降場及び荷物積卸場。ただし、上屋を有する部分に限ります。
- イ 野球場、競馬場の観覧席。ただし、屋根を有する部分に限ります。
- ウ ガード下を利用して築造した店舗、倉庫等の建造物。
- エ 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建造物。
- オ 園芸、農耕用の温床施設。ただし、半永久的な建造物と認められるものに限ります。

#### (2) 家屋として取扱わないもの

- ア ガスタンク、石油タンク、給水タンク。
- イ 機械上に建設した建造物。  
ただし、地上に基脚を有し、又は支柱を施したものは除きます。
- ウ 浮船を利用したもの。ただし、固定しているものは除きます。
- エ アーケード付街路（公衆道路上に屋根覆いを施した部分。）。
- オ 容易に運搬し得る切符売場、入場券売場等。

#### (3) 外周壁のない建造物の判定

家屋とは、内側に一定の利用空間を形成し、その空間を目的とする用途に利用し得る構造の建造物であり、この空間は基本的には周壁を有することにより発生するものです。

ここで周壁を有するとは、概ね 3 面以上に周壁がある（その面の 3 分の 2 程度以上の部分に壁があることをもってその面は周壁を有するものとします。）ことをいいますが、周壁を有しない建造物であっても、その空間を家屋本来の目的とする用途に供するにあたり、周壁を取り付けないことがその家屋の利用目的にかなうことから取り付けないものであって、屋根を有し土地に定着しており、空間の利用性があり効用上一般の家屋と何ら差異のない場合には、家屋に該当するものとして認定します。

## 2. 床面積の取扱い

床面積の算定は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートル（㎡）を単位として算定し、1㎡の100分の1未満の端数は、各階ごとに切り捨てます[不動産登記規則第115条]。

また、不動産登記法事務取扱手続準則第82条（床面積の定め方）にもとづく次の事例を参考にしてください。

- (1) 天井の高さ1.5m未満の地階及び屋階（特殊階）は、床面積に算入しません。ただし、一室の一部が天井の高さ1.5m未満であっても、その部分は、当該一室の面積に算入します。
- (2) 停車場の上屋を有する乗降場及び荷物積卸場の床面積は、その上屋の占める部分の乗降場及び荷物積卸場の面積により計算します。
- (3) 野球場、競馬場又はこれらに類する施設の観覧席は、屋根の設備のある部分の面積を床面積として計算します。
- (4) 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建物の床面積は、壁又は柱等により区画された部分の面積により定めるものとします。ただし、常時一般に開放されている通路及び階段の部分を除きます。
- (5) 停車場の地下設備（地下停車場のものを含む。）は、床面積に算入しません。
- (6) 階段室、エレベーター室又はこれに準ずるものは、床を有するものとみなして各階の床面積に算入します。
- (7) 建物に付属する屋外の階段は、床面積に算入しません。
- (8) 建物の一部が上階まで吹抜けになっている場合には、その吹抜けの部分は上階の床面積に算入しません。
- (9) 柱、壁が傾斜している場合の床面積は、各階の床面の接着する壁その他の区画の中心線で囲まれた部分によるものです。
- (10) 建物の内部に煙突、ダストシュートがある場合（その一部が外側に及んでいるものを含みます。）その部分は各階の床面積に算入し、外側にあるときは算入しません。
- (11) 出窓は、その高さ1.5m以上のものでその下部が床面積と同一の高さにあるものに限り、床面積に算入します。

---

## 第5 更正・決定等

---

### 1. 決定・期限後の申告

申告期限までに申告書の提出がない場合には、市長は自ら調査した結果によって、申告すべき課税標準及び税額を決定することがあります〔法 701 の 58②〕。

ただし、申告期限後であってもこの決定の通知があるまでは、申告納付することができません〔法 701 の 49①〕。

### 2. 修正申告・更正の請求・更正

申告した税額又は更正・決定を受けた税額が過少である場合には、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに不足額を納付してください〔法 701 の 49②〕。

また、申告した税額が過大である場合には、申告納付期限より 5 年以内に限り、更正の請求をすることができます（減額の修正申告は認められません。）〔法 20 の 9 の 3①〕。

なお、市長は申告された課税標準額及び税額、又は更正・決定をした課税標準及び税額を、自ら調査した結果によって、更正することがあります〔法 701 の 58①③〕。

\* 事業所税の賦課及び徴収は、一定期間過去に遡って行われますので、注意してください。

---

## 第6 延滞金・加算金

---

### 1. 延滞金

事業所税額を納付期限後に納付する場合は、納付税額に納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 14.6% の割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付していただきます〔法 701 の 60①〕。

ただし、下記の表に掲げる税額の区分に応じる期間については年 7.3% **【※注】** の割合で計算します（更正又は決定の場合の延滞金は、法 701 条の 59 第 2 項の規定によります）。

（延滞金：年 7.3% の適用期間）

|   |                     |                                           |
|---|---------------------|-------------------------------------------|
| ① | 提出期限までに提出した申告書に係る税額 | 当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間       |
| ② | 提出期限後に提出した申告書に係る税額  | 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間     |
| ③ | 修正申告書に係る税額          | 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間 |

**【※注】** 平成 26 年 1 月 1 日以降の期間については、次項《平成 26 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合》に示すとおりとなります。

《平成 26 年 1 月 1 日以降の延滞金の割合》

＊ P. 43 の表①～③に係る期間（7.3%の場合）

国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年 10 月から前年 9 月までにおける平均に年 1 %を加算した割合に、年 1 %を加算した割合(ただし、年 7.3%を限度)

＊ 上記期間の翌日以降、納付の日までの期間（14.6%の場合）

国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の前々年 10 月から前年 9 月までにおける平均に年 1 %を加算した割合に、年 7.3%を加算した割合

なお、延滞金額の計算の基礎となる税額に、1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

また、延滞金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます〔法 20 の 4 の 2②⑤〕。

## 2. 加算金

申告書の提出期限まで申告のない場合には、不申告加算金（原則として税額の 15%（税額が一定額を超えた場合、超えた額に更に 5%又は 15%）が、申告した税額が過少であった場合には過少申告加算金（原則として税額の 10%（不足税額が一定額を超えた場合、超えた額に更に 5%））が課されることがあります。なお、期限後の申告又は修正申告があった場合で、更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、税額の 5%にすることがあります〔法 701 の 61〕。

また、納税者が課税標準の基礎となるべき事実を隠蔽し、又は仮装した場合は、これらに代えて重加算金（税額の 40%又は 35%）が課されます〔法 701 の 62〕。

---

## 第 7 事業所等の新設・廃止に係る申告等

---

### 1. 事業所等の新設・廃止に係る申告

事業所税の納税義務者が事業所等を新設し、若しくは廃止したとき、又は納税義務者となるべき者が事業所等を新設したときは、当該新設又は廃止の日から 1 月以内に、その旨その他必要事項を記載した申告書を市長に提出していただきます〔条 129 の 9①、法 701 の 52 ①〕。

### 2. 事業所等の貸し付けに係る申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方は、その貸し付けを行うこととなった日から 1 月以内に、当該事業所用家屋の床面積その他必要事項を記載した申告書を市長に提出していただきます〔条 129 の 9②、法 701 の 52②〕。

なお、事業所用家屋の貸付けに係る申告に関しては、別途小冊子「事業所税貸付申告の手引き」を作成しておりますので、ご参照ください。

※ 「事業所等新設・廃止申告書」、「事業所用家屋の貸付けに係る申告書」、「事業所税貸付申告の手引き」は、ホームページからダウンロードできます。

---

## 第 8 事業所税の税務調査

---

事業所税は、納税者の方が、自ら法令の定めるところに従って課税標準及び税額を確定する申告納付によることとなっています。

この課税手続が円滑に機能するとともに、適正・公平な課税を実現するため、本市においては、随時、実地調査を実施しております。

調査時には、職員から、建築図面、申告数値の明細資料の提出等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします〔法 701 の 35①〕。

なお、実地調査に伺う職員は徴税吏員証を携帯しておりますので、必要の際はご確認ください〔法 701 の 35③〕。

---

## 第 9 事業所税の納付場所

---

※ 横浜市指定金融機関（横浜銀行）

※ 横浜市収納代理金融機関

※ 神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県内のゆうちょ銀行（郵便局）

---

## 第 10 事業所税の課税団体

---

事業所税の課税団体は、次の 77 団体となっています（令和 8 年 4 月 1 日現在）。

1. 東京都（特別区の存する区域）

2. 政令指定都市（20 団体）

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、**横浜市**、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市

3. 首都圏整備法の既成市街地を有する市（3 団体）

川口市、武蔵野市及び三鷹市

4. 近畿圏整備法の既成都市区域を有する市（5 団体）

守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市及び芦屋市

5. 人口 30 万以上の政令で指定する市（48 団体）

旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、横須賀市、藤沢市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊田市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、明石市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市